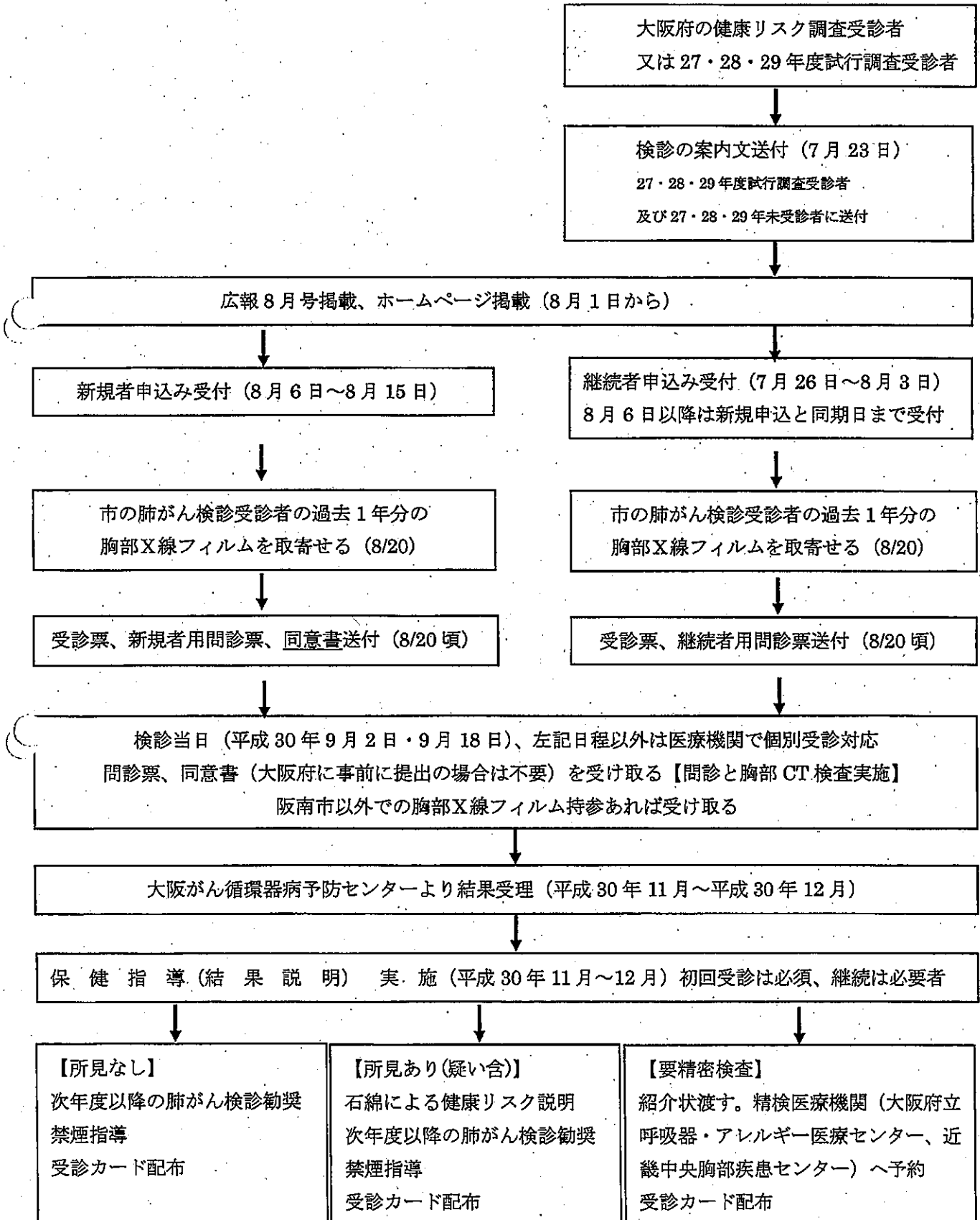


30年度石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査のための検診 実施フロー図

【新規者】

【継続者】



阪健第 132 号
平成 30 年 7 月 23 日

石綿ばく露者の健康管理に係る
試行調査のための検診対象者 様

阪南市健康部健康増進課長

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査のための検診について（ご案内）

阪南市では、過去に石綿（アスベスト）にばく露した可能性のある方に対し、健康被害への不安を和らげるとともに、ご自身の健康状態を確認し、健康管理に役立てていただくために、大阪府とともに環境省の委託を受け、石綿（アスベスト）ばく露者の健康管理に係る試行調査のための検診を実施します。

石綿健康リスク調査対象者のうち、大阪府に同意書を提出されましたが、その後、受診されていない方について、下記のとおり検診のご案内をさせていただきます。

つきましては、平成 30 年 7 月 26 日（木）から 8 月 3 日（金）までに、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日 程 平成 30 年 9 月 2 日（日）又は 9 月 18 日（火）
2. 時 間 午前又は午後 約 1 時間程度（予約制）
3. 内 容 問診、胸部 CT 検査
※保健指導は、平成 30 年 11 月～12 月予定です。
その際に検診結果をお渡しします。

4. 場 所 阪南市立保健センター

5. 申込先 阪南市立保健センター TEL 072-472-2800

※上記日程で、ご都合がつかない場合は、医療機関での受診も可能です。

保健センターにお問い合わせください。

※過去に石綿にばく露した可能性のある方すべてが対象となっています。

詳しくは広報はんなん 8 月号及び本市ウェブサイト（8 月 1 日から掲載）をご覧ください。

【申込み・問い合わせ先】

阪南市黒田 263-1

阪南市立保健センター

TEL 072-472-2800

FAX 072-471-9868

担当 畑中、小谷

日本脳炎予防接種のお知らせ



日本脳炎の予防接種は、予防接種後に重い病気になった事例をきっかけに、平成17～21年度にかけて、接種の積極的勧奨が差し控えられていました。その後、新たなワクチンが開発されて、現在のように受けられるようになりました。これにより接種を受ける機会を逃した人は、第1期と第2期の未完了分の接種を受けることができます。

- ① 平成10年4月2日～平成19年4月1日生まれの20歳未満の人
- ※ 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの人(平成30年度に18歳になる人)は、国が定める積極的勧奨の対象者です。
- ② 平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの9歳以上13歳未満の人
- ※ 詳しくは本誌4月号折り込みの「阪南市保健事業年間行事予定表」をご覧ください

夏休みは予防接種を受けるチャンス！
 予防接種法で決められた対象年齢をはずれると、接種費用が自己負担になって、予防接種健康被害救済制度からも外れてしまうんだって。



保健センター ☎ 472-2800

胃がん検診の記載について
 おわびと訂正

本誌7月号9ページ記載の「7月から胃内視鏡検査での胃がん検診が始まります」の、馬野クリニック検査方法に誤りがありましたので、おわびして訂正いたします。
 経鼻のみ
 正 経口と経鼻

第66回 市民病院公開講座

これからの医療・介護はどうなる？
 ～相談窓口を活用しよう～

日時 8月25日(土)午後2時
 場所 阪南市民病院7階さつきホール
 講師 村上佳代さん(尾崎・東鳥取地域包括支援センター副部長)

定員 80人

申し込み

8月6日(月)から電話(471-3321)、ファクス(471-3977)または来院で(土・日曜日、祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時)

阪南市民病院 ☎ 471-3321

石綿ばく露者の健康管理のための検診について

過去に石綿(アスベスト)にばく露した可能性のある人に対し、健康被害への不安を和らげるとともに、ご自身の健康状態を確認し、健康管理に役立てていただくために、本市では、大阪府と環境省の委託を受け、石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査のための検診を実施します。

●対象 次の①～④の全てに当てはまる人

- ① 受診当日、本市に住居登録のある人
- ② 環境省が指定する調査対象地域や、その周辺で石綿取り扱い施設が稼働していたなど、石綿飛散が発生した可能性のある時期に、対象地域に居住していた人
- ③ 保健センターで検診を受け、精密検査となった場合、医療機関で検査を受けることができる人
- ④ 試行調査の内容を理解し、調査への協力に同意していただける人

●日時 ① 9月2日(日)・18日(火)

いずれも午前・午後(予約制)

●場所 保健センター

●内容 問診・胸部CT検査・保健指導

※胸部X線撮影は実施しません。

※呼吸器自覚症状(せき、たん、胸の痛み、息苦しさなど)のある人は医療機関で診療を受けてください。

●費用 無料

●申し込み 8月6日(月)～15日(水)に保健センターへ
 ※医療機関での受診も可能です。

※対象条件など、詳しくは本市ウェブサイトをご覧ください。

※保健指導は11月～12月中旬の予定です(検診結果をお渡しします)。

保健センター ☎ 472-2800

石綿ばく露者の健康管理に係る検診について

過去に石綿(アスベスト)にばく露した可能性のある人に対し、健康被害への不安を和らげるとともに、ご自身の健康状態を確認し、健康管理に役立てていただくために、市では、大阪府とともに環境省の委託を受け、石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査のための検診を実施します。

※石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査とは、石綿健康相談(仮称)の実施を見据え、環境省が実施するモデル事業です。本試行調査の実施を通じて実施主体・既存検診(肺がん検診等)との連携方法・対象者・対象地域の考え方・検査頻度・事業に要する費用等の課題について調査検討を行うものです。調査期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間の予定です。

対象者

次の1～4の全てに当てはまる人が対象です。

1. 受診当日、本市に住民登録のある人
2. 環境省が指定する調査対象地域や、その周辺で石綿取扱い施設が稼働していたなど

石綿飛散が発生した可能性のある時期に、対象地域に居住していた人

※環境省が指定する調査対象地域と石綿飛散が発生した可能性のある時期

・岸和田市以南の泉南地域、大阪市、堺市、河内長野市、八尾市、東大阪市、和泉市

…平成2年以前に居住していた人

・奈良県、横浜市鶴見区、岐阜県羽島市…平成元年以前に居住していた人

・埼玉県さいたま市中央区又は大宮区…昭和57年以前に居住していた人

・北九州市門司区…平成16年以前に居住していた人

・佐賀県鳥栖市…昭和33年～昭和61年に居住していた人

・尼崎市…昭和30年～昭和50年に居住していた人

・西宮市、芦屋市、加古川市…過去に居住していた人

3. 保健センター又は医療機関で検診を受け、精密検査となった場合は大阪府の指定医療機関で検査を受けることができる人

4. 試行調査の内容を理解し、調査への協力を同意していただける人

* 同意できない場合は、検診を受けていただくことができません

[同意書\(内容確認用\)\(PDF:68.9KB\)](#)

上記の条件に当てはまる人であっても、下記の人には本調査の対象外になります。

・労働安全衛生法の石綿健康管理手帳を取得している又は交付要件に該当している人

462

- ・石綿障害予防規則により職場等で石綿に関する特殊健康診断を受けることが出来る人
- ・石綿関連疾患が原因で医療機関を継続的に受診し、石綿関連疾患に係る健康管理が行われている人

内容

問診・胸部CT検査・保健指導

※胸部X線撮影は実施しません。

市が実施している肺がん検診を受診してください。

※呼吸器自覚症状(せき、たん、胸の痛み、息苦しさなど)のある人は医療機関で診察を受けてください。

日時

1. 平成30年9月2日(日)

2. 平成30年9月18日(火)

いずれも午前・午後(予約制)

※上記日程で、ご都合がつかない場合は、医療機関での受診も可能です。

保健センターにお問合せください。

※保健指導は平成30年11月下旬～12月の予定です。

(検診結果をお渡しします。)

場所

阪南市立保健センター

費用

無料

申込み・問合せ先

1. 阪南市立保健センター 電話 072-472-2800

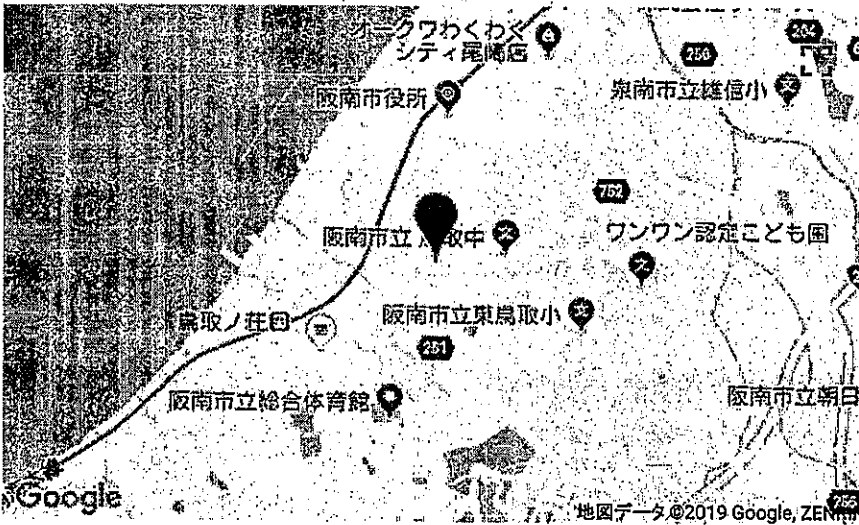
2. 8月6日(月)から8月15日(水)までにお申し込みください。(土・日・祝を除く8時45分～17時15分)

464

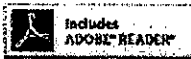
検診の流れ

1. 保健センターに申込みをします。
- ↓
2. 申し込み後、保健センターから同意書や質問票等の必要書類が届きます。
- ↓
3. 検診当日は、質問票に基づき、職歴、居住歴など石綿ばく露の可能性が確認された場合は、胸部CT検査を受けます。
- ↓
4. 後日、保健師による保健指導(結果説明)を受けます。

地図情報



大きな地図で見る ([GoogleMapページへ](#))



PDFファイルを開覧するには「Adobe Reader(Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記のボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

お問い合わせ先

健康部 健康増進課

〒599-0203

大阪府阪南市黒田263-1

電話:072-472-2800

Eメール: kenkou-z@city.hannan.lg.jp

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査のための検診
受診票

あなたのご予約されました日時は

平成 30 年 9 月 日 ()

午前・午後 時 分

場所は、阪南市立保健センターです

検診当日は、受診票（本状）、問診票、同意書（既に過去に提出されている場合は不要）をお持ちになり上記日時にお越しください。問診と胸部 CT 検査を実施します。

なお、過去1年以内に阪南市の肺がん検診以外で胸部 X 線検査を受けられた方で、そのフィルムが入手可能であれば、検診当日にお持ちください。

（注1）問診票及び同意書は、検診日までに記入しておいてください

（注2）同意書に同意できない場合は、検診を受けていただくことができません

【問合せ先】

阪南市黒田 263-1
阪南市立保健センター
TEL 072-472-2800
FAX 072-471-9868
担当 畑中、小谷

同意書

大阪府知事 様
阪南市長 様

私は、大阪府・阪南市が実施する試行調査の目的を理解するとともに、以下の点について確認の上、理解しましたので、調査に協力することに同意します。

- ① 医学的検査自体による放射線被ばく等によるリスクがあること
- ② 各検査で、それぞれの特性により効果やリスクが異なること
- ③ 中皮腫等の石綿関連疾患について、必ずしも臨床的に早期の段階で発見できるとは限らないこと
- ④ 健康管理により、中皮腫等の石綿関連疾患を早期発見できた場合でも、予後の改善や完治につながるとは限らないこと
- ⑤ 調査への参加は同意者本人の自由意思によるものであること
- ⑥ 調査への参加に同意した場合であっても随時これを撤回できること
- ⑦ 個人情報は大阪府・阪南市において適正に管理・保管し、独立行政法人環境再生保全機構、環境省またはその委託を受けた者が調査または法令上の措置に必要な範囲で共同利用すること
- ⑧ 平成 18～26 年度に実施した「石綿の健康リスク調査」に参加した者は、その際得られた連絡先や問診内容や検査結果等を大阪府・阪南市で使用すること
- ⑨ 調査結果を公表する場合は、個人が特定できないような形式で公表すること
- ⑩ 読影の結果、医療が必要となった場合、大阪府・阪南市が医療機関に診断の状況等を照会し、情報を得ること

(裏に続く)

- ⑪ 転居・病気等で調査に参加できず音信不通になった場合、大阪府等が居住情報等について、住民基本台帳、人口動態調査、地域がん登録などの行政が保有する情報を利用し、現況を確認する場合があること
- ⑫ 今後、調査対象者に対して、健康状況等を確認するための追加調査を実施する可能性があること
- ⑬ 労働安全衛生法の石綿健康管理手帳を取得している又は交付要件に該当している者、石綿障害予防規則により職場等で石綿に関する特殊健康診断を受けることができる者、石綿関連疾患が原因で医療機関を受診し、継続的に石綿関連疾患に係る健康管理が行われている者は、本調査の対象外となること
- ⑭ 精密検査については府が指定する精密検査医療機関以外で受けた場合、本試行調査の対象外となり、自己負担金を支払うこととなること

<調査の目的>

試行調査は、試行調査の対象となる自治体において、石綿検診の実施を見据え、モデルとなる事業を実施することを通じて、実施主体・既存検診（肺がん検診等）との連携方法・対象者、対象地域の考え方・検査頻度・事業に要する費用等の課題等について調査・検討を行うことを目的とする。

(同意者)

年 月 日

氏 名： _____ 印

住 所： _____

電話番号： _____

※氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

【新規者用】 阪南市 における石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査問診票

※太枠のみ記載して下さい。

環境ID -

フリガナ			大・昭・平
氏名	生年月日	年 月 日	歳(満 歳)
現住所	〒 -		性別 男 ・ 女
	大阪府阪南市		電話番号 072 - -
			携帯電話番号 - -
現住所と住民票の住所地が異なる場合、下記に記載して下さい。同じ場合は、同上と記載して下さい。			
住民票の住所地			
検診日	平成 年 月 日	団体名	団体使用欄1
XP検診番号	-	団体コード	団体使用欄2
CT検診番号	-		

あてはまる口に印をつけてください。

1. この石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を受ける理由はなんですか。

(1) 自分が石綿を扱う会社に勤務しており、直接石綿を扱う作業を行っていた。

(2) 自分が石綿を扱う会社に勤務していたが、直接石綿を扱う作業はしていない。
(事務や経理などの石綿を扱わない作業を担当していた。)

(3) 家族が石綿を扱う仕事や日曜大工をしていた。

(4) 石綿取扱施設や吹き付け石綿のある倉庫等への立入経験がある。

(5) 石綿取扱工場周辺に居住・通学・通勤をしていた。

(6) その他(他に受診理由があれば記載してください。)

()

2. 現在までに、肺の病気にかかったことがありますか。

(1) 通院中 ①いつ頃から()

②治療中の病院名()

③病名にチェックしてください。

1 肺結核 4 慢性気管支炎 7 肺気腫 10 その他の呼吸器の病気()

2 結核性胸膜炎 5 じん肺(石綿肺) 8 原因不明の胸膜炎

3 肺がん 6 間質性肺炎(肺線維症) 9 原因不明の胸水

(2) 以前にあったが、今は治っている。

①いつから、いつまで()

②治療した病院名()

③病名にチェックしてください。

1 肺結核 4 慢性気管支炎 7 肺気腫 10 その他の呼吸器の病気()

2 結核性胸膜炎 5 じん肺(石綿肺) 8 原因不明の胸膜炎

3 肺がん 6 間質性肺炎(肺線維症) 9 原因不明の胸水

(3) なし

3. 現在何か症状がありますか。

(1) ある ①いつ頃から()

②症状は(発熱 ・ せき ・ 呼吸困難 ・ 胸痛 ・ その他())

(2) なし

472

4. 家族で石綿関連疾患にかかった人はいますか。

(1) ある

① 誰が())

② どのような病気(中皮腫 ・ 肺がん ・ 石綿肺 ・ びまん性胸膜肥厚 ・ その他())

③ いつ頃から())

④ 通院していた病院名())

(2) なし

(3) わからない())

5. 喫煙の有無

(1) 現在、毎日吸っている。

① 1日平均 本 ②何歳～何歳(何年間)(歳～ 歳(年間))

(2) 過去に吸っていた。

① 1日平均 本 ②何歳～何歳(何年間)(歳～ 歳(年間))

(3) 普段は吸わないが稀に吸うことがある。

① ひと月に 本 ②何歳～何歳(何年間)(歳～ 歳(年間))

(4) 吸わない。

(5) 同居者に吸っている方がいる。誰が吸っておられますか())

6. 胸部X線検査受診の有無 無 有 : 時期(年 月ごろ)・医療機関名())

(1年程度前まで) 結果 特になし 通院している(疾患名))

7. 胸部CT検査受診の有無 無 有 : 時期(年 月ごろ)・医療機関名())

(1年程度前まで) 結果 特になし 通院している(疾患名))

8. その他石綿ばく露があったと思われる時の周辺環境など、わかることがあれば具体的に記入してください。

問診日

問診者

9. 居住歴（出生から現在までの居住歴）を記載してください。

※ 実際に住んでいた場所を、県○市○町○番地まで詳しく記載してください。

※ 場所が具体的に分からない場合については、分かる範囲で記載してください。

例えば、過去に、○○県□□市△△町○-○に居住していたが、□□市までしか分からなかった場合などは、住所が分かるような地理的な情報は積極的に記載してください。（住所は□□市までしか分からないが、家は●小学校の北側で■川真横にあった。また、△△郵便局が真横にあった。等）

居住した時期	住所	備考
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		

10. 本人の通学歴を記載してください。

※ 学校の所在地は、出来る限り、○県○市○町○番地○まで詳しく記載して下さい。

通学した時期	学校名	所在地	備考
昭和・平成 年 月～ 年 月			
昭和・平成 年 月～ 年 月			
昭和・平成 年 月～ 年 月			
昭和・平成 年 月～ 年 月			
昭和・平成 年 月～ 年 月			
昭和・平成 年 月～ 年 月			

11. 本人の職歴を記載してください。

学生時代のアルバイトの短期間の職歴なども含めて、職歴が「あり」もしくは「なし」に○を付けてください。

職業歴	あり	なし	備考
-----	----	----	----

●職業歴が「あり」の場合は、下記に職歴を、学生時代のアルバイトなどの仕事も含めて記載してください。
 ※ 企業名は覚えているが所在地を覚えていない場合、企業名の所在地について、○○市等分かる範囲の住所を記載してください。
 ※ 仕事の内容で石綿を使っていないことが明らかであると考えられる場合、「仕事の内容」欄に、『石綿不使用であるが、仕事の内容は○○』と記載してください。

従事した時期 S・H 年月 - 年月	企業名 所在地 ○○建設 ○県○市○町○番地○	仕事の内容 石綿吹き付け作業	この期間で石綿を扱っていたと思われる時期	問診者チェック欄 (⑥⑦以外は複数選択可)						
				① 業種	② 内容	③ 取扱材料	④ 近傍作業	⑤ 出入場所	⑥ 吹付部屋	⑦ 労災認定
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										

石綿に関して通算 年 月

12. 家族の職歴を記載してください。

自分が家族と同居していた時、自分以外の家族の内の誰かが職についておられ、石綿を取り扱っていたことが分かっている場合、下記に記載をお願いします。

※ 石綿を取り扱って「いない」ことが、明らかである場合の記載は不要です。

※ 家族の職業歴があり、会社名は分かるが、仕事の内容まで把握できていない場合については、「仕事の内容」欄に「職務内容が不明」と記載してください。

続柄 (例)父	同居していた期間 S・H 年月 - 年月	会社名 所在地 ○○建設 ○県○市○町○番地○	仕事の内容 石綿吹き付け作業	この期間で石綿を扱っていたと思われる時期	問診者チェック欄 (⑥⑦以外は複数選択可)						
					① 業種	② 内容	③ 取扱材料	④ 近傍作業	⑤ 出入場所	⑥ 吹付部屋	⑦ 労災認定
※ 仕事で石綿を取り扱っていないことが、明らかである場合の記載は不要です。											
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										

続柄 石綿に関して通算 年 月

続柄 石綿に関して通算 年 月

受診者の家庭生活等について記入願います。(複数回答可)

- | | | | |
|---|----|------|----|
| <input type="checkbox"/> 1. 石綿製品の製造加工作業や内職が自宅であった。 | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 2. 家族が石綿関連の仕事についており、
道具や作業着、マスク等を家に持ち帰ったことがある。 | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 3. 家庭で石綿製品を使って日曜大工等をしたことがある。 | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 4. 石綿工場・鉱山の近くに住んでいたたり、遊んでいたことがある。
(都道府県名・市町村名) | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 5. 造船所の近くに住んでいたたり、遊んでいたことがある。
(都道府県名・市町村名) | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 6. 建築材料の置場の近くに住んでいたたり、遊んでいたことがある。
(都道府県名・市町村名) | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 7. 自動車修理工場の近くに住んでいたたり、遊んでいたことがある。
(都道府県名・市町村名) | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 8. 幹線道路や大きな交差点の近くに住んでいたことがある。
(都道府県名・市町村名) | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 9. 吹きつけ石綿のある建物の部屋で、過ごしたことがある | 年～ | 年(通算 | 年) |
| | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 10. いずれもない | | | |
| <input type="checkbox"/> 11. わからない | | | |

【継続者用】 阪南市 における石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査問診票

※太枠のみ記載して下さい。

環境ID -

フリガナ		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 歳(満 歳)
氏名			
現住所 〒 - 大阪府阪南市	性別	男・女	
	電話番号	072 - -	
	携帯電話番号	- -	
現住所と住民票の住所が異なる場合、下記に記載して下さい。同じ場合は、同上と記載して下さい。			
住民票の住所地			
検診日	平成 年 月 日	団体名	団体使用欄1
XP検診番号	-	団体コード	団体使用欄2
CT検診番号	-		

あてはまる口に印をつけてください。

1. この石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を受ける理由はなんですか。

(1) 自分が石綿を扱う会社に勤務しており、直接石綿を扱う作業を行っていた。

(2) 自分が石綿を扱う会社に勤務していたが、直接石綿を扱う作業はしていない。
(事務や経理などの石綿を扱わない作業を担当していた。)

(3) 家族が石綿を扱う仕事や日曜大工をしていた。

(4) 石綿取扱施設や吹き付け石綿のある倉庫等への立入経験がある。

(5) 石綿取扱工場周辺に居住・通学・通勤をしていた。

(6) その他(他に受診理由があれば記載して下さい。)

()

2. 現在、何か肺に関して症状がありますか。

(1) ある ①いつ頃から()

②症状は(発熱 ・ せき ・ 呼吸困難 ・ 胸痛 ・ その他())

(2) なし

3. 現在、肺の病気で病院へ通院していますか。

(1) 通院中 ①いつ頃から()

②症状は(発熱 ・ せき ・ 呼吸困難 ・ 胸痛 ・ その他())

③治療している病院名()

③病名にチェックしてください。

1 肺結核 4 慢性気管支炎 7 肺気腫 10 その他の呼吸器の病気()

2 結核性胸膜炎 5 じん肺(石綿肺) 8 原因不明の胸膜炎

3 肺がん 6 間質性肺炎(肺線維症) 9 原因不明の胸水

(2) 前回の問診以降にあったが、今は治っている。

①いつから、いつまで()

②症状は(発熱 ・ せき ・ 呼吸困難 ・ 胸痛 ・ その他())

③治療していた病院名()

③病名にチェックしてください。

1 肺結核 4 慢性気管支炎 7 肺気腫 10 その他の呼吸器の病気()

2 結核性胸膜炎 5 じん肺(石綿肺) 8 原因不明の胸膜炎

3 肺がん 6 間質性肺炎(肺線維症) 9 原因不明の胸水

(3) 前回の問診以降、通院していない。

480

4. 大阪府の健康リスク調査又は試行調査のための検診で胸部CT検査を受けられた以降に他の医療機関で胸部X線検査、胸部CT検査を受けられたことがありますか。
理由の欄には、人間ドック、職場健診等を記載して下さい。

胸部X線検査 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> ある	時期(年 月頃)	検査機関名()
	理由()	検査機関電話番号()
胸部CT検査 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> ある	時期(年 月頃)	検査機関名()
	理由()	検査機関電話番号()

5. 家族で新たに石綿関連疾患にかかった人はいますか。

- (1) ある
- ① 誰が()
- ② どのような病気(中皮腫 ・ 肺がん ・ 石綿肺 ・ びまん性胸膜肥厚 ・ その他())
- ③ いつ頃から()
- ④ どの医療機関()
- (2) なし
- (3) わからない()

6. 現在の喫煙の有無

- (1) 現在、毎日吸っている。
- ① 1日平均 本 ②何歳～何歳(何年間)(歳～ 歳(年間))
- (2) 過去に吸っていた。
- ① 1日平均 本 ②何歳～何歳(何年間)(歳～ 歳(年間))
- (3) 普段は吸わないが稀に吸うことがある。
- ① ひと月に 本 ②何歳～何歳(何年間)(歳～ 歳(年間))
- (4) 吸わない。
- (5) 同居者に吸っている方がいる。誰が吸っておられますか()

7. その他

前回の問診以降に職業歴や居住歴など、何か思い出したことがありましたら具体的に記載してください。

問診日 _____
問診者 _____

平成30年10月25日

様
90174713

大阪府健康医療部保健医療室
健康づくり課長

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の検査結果について
(阪南市(石綿ばく露者の健康管理に係る施行調査))

この度は、本調査にご協力いただきありがとうございます。
先日、受診していただきました本調査における胸部X線・胸部CT検査の結果についてお知らせいたします。

総合所見: その他所見(石綿以外の所見)

結果報告済
大阪府分庁用

〈CT検査でのその他所見〉
陳旧性肺結核(部位: 右 S8)
陳旧性肺結核(部位: 右 S3)
気管支拡張(部位: 左 舌区)
非結核性抗酸菌症(部位: 両側 S4)

指示: 石綿所見以外による経過観察(1年後)

「肺に石綿以外の所見(肺気腫・肺結節など)を認めます。必ず次年度の肺がん検査を受けてください。」

※本調査で確認している石綿関連所見及び所見の説明は、裏面「本調査で確認している石綿関連所見及び所見の説明」に記載しています。

必ずお読みください

本調査では、胸部X線及び胸部CTの画像から所見の確認をしていますので、所見は認められたが治療の必要がないとされた方及び、所見が認められなかった方につきましても、本検査受診後、何かお体に異常を感じた場合は、すみやかに医療機関で受診してください。

なお、胸痛、呼吸困難などの症状があらわれた場合は、受診の際、必ず石綿ばく露歴があることを医師へ伝えてください。

また、肺がん発症の最大の要因は喫煙であり、喫煙と石綿ばく露の両方を受けると、肺がんの危険性は相乗的に高くなることが知られています。喫煙も石綿ばく露もない人の肺がんの危険性を1とすると、喫煙をする石綿ばく露者は約50倍とする報告があります。肺がん発生の危険性を減らすためには禁煙することが大切です。

本調査で確認している石綿関連所見及び所見の説明

●胸水貯留

胸腔内に体液が貯留することであり、石綿以外の様々な原因によっても生じます。症状は、呼吸困難や胸痛といった自覚症状で気づくこともあれば、自覚症状がなく、胸痛エックス線検査で見つかることもあります。

●胸膜プラーク

胸膜プラークは、壁側胸膜に生じる限局的な線維性の肥厚のことです。石綿ばく露開始から概ね15～30年以上を経て、認められるようになり、過去に石綿のばく露があったことを示す重要な医学的所見です。それ自体は異常所見ではなく通常肺機能の低下は起こりません。徐々に石灰化が進行することもあります。

●びまん性胸膜肥厚

臓側胸膜(肺を覆う膜)の慢性線維性胸膜炎の状態であり、結核性胸膜炎など石綿以外の様々な原因によっても生じます。症状は、咳、痰、呼吸困難、反復性の胸痛であり、繰り返し呼吸器感染をおこすことがあります。

●中皮腫

中皮腫は、肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜などに行われる悪性の腫瘍です。胸膜に発症することが最も多く、中皮腫のほとんどは石綿ばく露が関与しています。石綿ばく露から発症までの潜伏期間は40年前後と非常に長いものです。中皮腫の発生の危険は、石綿の累積ばく露量が多いほど高くなります。胸膜中皮腫は、息切れ、胸痛が多くみられますが、症状がなく胸部エックス線検査で胸水貯留として偶然発見されることもあります。そのほか、咳、発熱、全身倦怠感、体重減少などもみられます。

●肺野の間質影

肺の線維化等により(胸膜下曲線様陰影、小葉中心性粒状影、すりガラス様陰影、網状影など)、異常陰影がみられる状態であり、石綿以外の様々な原因によっても生じます。

●円形無気肺

円形もしくは類円形を呈する直径2.5～5cm大の末梢性の無気肺であり、臓側胸膜の病変が主体です。石綿ばく露が原因で胸水がみられた後に発生する場合がありますと言われています。

●肺がん

原発性肺がんは気管支あるいは肺胞を覆う上皮に発生する悪性の腫瘍です。中皮腫と異なり、喫煙をはじめとして石綿以外の多くの原因で発生します。肺がんは、咳、痰、血痰といった症状がよくみられますが、無症状で胸部エックス線や胸部CT検査の異常として発見されることもあります。

●リンパ腫の腫大

リンパ腫が腫大した状態です。感染症等による炎症性疾患、腫瘍などでみられます。

注1 本調査で確認する所見は、必ずしも石綿を原因とするものではありません。

注2 本調査では画像及び問診から医学的所見の確認をしているもので、診断を行うものではありません。

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査

受診カード

～肺がん検診を毎年受診しましょう～

過去に石綿のばく露を受けた可能性があり、
肺がんや中皮腫などに気をつける必要があります。

禁煙するとともに、毎年、欠かさず肺がん検診を
受診することをお勧めします。また、咳などの症状

が出た場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

お問合せ先

毎年、肺がん検診を受診しましょう。

氏名

住所

受診日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
実施機関				
所 見				

受診日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
実施機関				
所 見				

受診日、肺がん検診実施機関、所見等を記入してください。

精密検査を受けられる方へ

平成 年 月 日の石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査のための検診の結果、精密検査が必要となりました。

つきましては、必ず精密検査を受診してください。

初診時に予約票、紹介状、健康保険証、公費医療証等を当日窓口で必ず御提示ください

精密検査の結果、石綿ばく露に起因する疾患の疑いがある場合、精密検査の費用については、健康保険が適応され、自己負担分については国からの補助がある為、ご本人負担は発生しません。

ただし、経過観察及び治療に関する費用については、ご本人負担となります。

※必要な検査項目は医師が判断し、大阪府と医療機関との契約内容に含まれない検査項目の場合は、ご本人負担が発生します。

※医療機関によっては、一旦お支払いいただき、後日精算する場合があります。

※生活保護を受給されている方は、事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

【注意】

平成 年 月 日～3月31日の期間は大阪府と医療機関との契約期間外となりますので、その期間は受診及び検査をさけて頂きますようお願いいたします。万が一、受診及び検査をされた場合の検査費用の自己負担分は、全てご本人負担となります。

【問合先】

阪南市立保健センター

TEL 072-472-2800

担当 畑中・小谷

健康ひろば

このマークのついた商品は、**鳥** (トクゾク) トクゾク事業の対象です。

問い合わせ 健康・いきいき高齢課 ☎452-6285
(熊取ふれあいセンター1階)



今月の検診

検診名	日時	10月の予定
乳がん	5日(水)	17日(水)・22日(月)
子宮頸がん		17日(水)
胃がん・大腸がん	17日(月)	なし
骨粗しょう症		なし
結核・肺がん	25日(火)・26日(水) 27日(木)・29日(土)	1日(月)・3日(水) 4日(木)
肝炎ウイルス		
前立腺がん		

※くわしくは7月号広報をご覧ください。
※9月17日(月)・29日(土)は、ひまわりバスの第1便が臨時運行します。

【広報くまもと7月号記事の訂正について (お詫の1)】
広報くまもと7月号、10頁に掲載の「胃がん検診 (胃内視鏡検査) 開始」の【内容】の記事中に誤りがありました。お詫びして訂正します。

- (正) 鎮痛薬・鎮静剤は使用しません
- (誤) 鎮痛薬・鎮静剤は使用しません

石綿 (アスベスト) 検診 無料

町では、過去に石綿にばく露した可能性のある方に対し、健康被害への不安をやわらげる目的で、環境省および大阪府の委託を受けて検診をおこないます。

【対象】40歳以上で、石綿を扱う仕事などをされていた方やそのご家族、石綿を取り扱う施設周辺に居住・通学・通勤をされていた方。くわしくはお問い合わせください。【日時】10月24日(水)午前11時10分～11時30分、午後3時～3時30分 【場所】熊取ふれあいセンター 【内容】問診・胸部へリカルCT検査・結果説明 (後日)

二種混合2期 (ジフテリア、破傷風) の予防接種を受けましょう

乳幼児期 (生後3か月～7歳6か月未満) に接種した三種混合または四種混合 (あるいは二種混合) により得られた免疫をさらに高めるため、二種混合2期の予防接種を受けましょう。

【対象】満11歳から13歳未満 【接種回数】1回
3月下旬に、小学6年生に個別に予防票を送付していますが、転入などにより予防票をお持ちでない場合は、母子手帳をお持ちのうえ、熊取ふれあいセンター2階のすくすくステーションまでお越しください。

【問い合わせ】すくすくステーション ☎452-6294

結核予防週間 (9月24日(月)～30日(日))

2週間以上咳や痰が続いたら、早めに医療機関を受診しましょう。町でも検診をおこなっております。

9月10日(月)～16日(日)は自殺予防週間

9月1日(土) 午前9時30分～30日(日) 午後5時	おこもりまもろうごろう
-----------------------------	-------------

健康ひろば

お問い合わせ 健康 いざいき高齢講座 ☎452・6285
(無取ふれあいセンター)

くまどり元気づくり発見講座

元気になるための方法を発見！いっしょに元気になる仲間を発見！新しい自分も発見しませんか？

【対象】町内在住の方 【日時・内容】下表のとおり 【場所】熊取ふれあいセンター 【定員】30人 (先着順) 【申込期間】10月5日(金)～31日(休) 【申込方法】健康・いざいき高齢講座窓口または電話

今月の検診

検診名	日時	11月の予定
乳がん	22日(月)午前・午後	なし
子宮頸がん	17日(休)午後	なし
結核・肺がん ・(ヘリカルCT)	24日(休)午前・午後	なし
石綿(アスベスト)	24日(休)午前・午後	なし
胃がん・大腸がん	なし	21日(休)
結核・肺がん(X線)	1日(月)・3日(休)・4日(休) 午前9時15分～11時30分	なし
肝臓ウイルス	3日のみ午後1時15分～3時	なし
前立腺がん		

※くまどりは広報くまどり7月号をご覧ください。
※12月以降実施の検診予約は、広報くまどり11月号で案内します。

高齢者インフルエンザ予防接種

【対象】①接種当日満65歳以上の方、②満60歳以上65歳未満の方で、心臓・じん臓もしくは呼吸器の機能障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい、を有する方(身体障がい者手帳1級程度) 【接種期間】10月15日(月)～12月末日(協力医療機関の診察日) 【接種回数】期間中1回

日時	内容
11月14日(休) 午後1時30分～4時	講演 [わが町での健康づくりデビュー] 講師: 大阪体育大学名誉教授 永吉宏英氏
11月下旬※	実習 [みんなので元気になるふれあい体験] 熊取の元気づくりイベントに参加体験!
12月5日(休) 午後1時30分～3時30分	実習 [与える・もらう元気の輪]

※初日に、日時・内容などご案内します。

**大阪体育大学監修！
「ふれあい元気教室」
参加者募集**

この教室は、運動不足や足腰の筋力低下、最近、膝・腰の痛みがある、飲み込みにくさを感じるあなたに、健康運動指導士が個別運動プログラムを作成し、約3か月間運動に取り組みます。また、口腔体操やお口のお手入れ指導、栄養バランスのとれた食事の話もおこないます。仲間といっしょに楽しく元氣アップに取り組みませんか？

【対象】(1)町内在住の方(2)70歳以上の方で体力などの機能低下がみられる方

同意書

大阪府知事 様
熊取町長 様

平成 年 月 日

私は、大阪府・熊取町が実施する試行調査の目的を理解するとともに、以下の点について確認の上、理解しましたので、調査に協力することに同意します。

- ① 医学的検査自体による放射線被ばく等によるリスクがあること
- ② 各検査で、それぞれの特性により効果やリスクが異なること
- ③ 中皮腫等の石綿関連疾患について、必ずしも臨床的に早期の段階で発見できるとは限らないこと
- ④ 健康管理により、中皮腫等の石綿関連疾患を早期発見できた場合でも、予後の改善や完治につながるとは限らないこと
- ⑤ 調査への参加は同意者本人の自由意思によるものであること
- ⑥ 調査への参加に同意した場合であっても随時これを撤回できること
- ⑦ 個人情報は大阪府・熊取町において適正に管理・保管し、独立行政法人環境再生保全機構、環境省またはその委託を受けた者が調査または法令上の措置に必要な範囲で共同利用すること
- ⑧ 平成 18～26 年度に実施した「石綿の健康リスク調査」に参加した者は、その際得られた連絡先や問診内容や検査結果等を大阪府・熊取町で使用すること
- ⑨ 調査結果を公表する場合は、個人が特定できないような形式で公表すること
- ⑩ 読影の結果、医療が必要となった場合、大阪府・熊取町が医療機関に診断の状況等を照会し、情報を得ること

(裏に続く)

- ⑪ 転居・病気等で調査に参加できず音信不通になった場合、大阪府等が居住情報等について、住民基本台帳、人口動態調査、地域がん登録などの行政が保有する情報を利用し、現況を確認する場合があること
- ⑫ 今後、調査対象者に対して、健康状況等を確認するための追加調査を実施する可能性があること
- ⑬ 労働安全衛生法の石綿健康管理手帳を取得している又は交付要件に該当している者、石綿障害予防規則により職場等で石綿に関する特殊健康診断を受けることができる者、石綿関連疾患が原因で医療機関を受診し、継続的に石綿関連疾患に係る健康管理が行われている者は、本調査の対象外となること
- ⑭ 精密検査については府が指定する精密検査医療機関以外で受けた場合、本試行調査の対象外となり、自己負担金を支払うこととなること

<調査の目的>

試行調査は、試行調査の対象となる自治体において、石綿検診の実施を見据え、モデルとなる事業を実施することを通じて、実施主体・既存検診（肺がん検診等）との連携方法・対象者、対象地域の考え方・検査頻度・事業に要する費用等の課題等について調査・検討を行うことを目的とする。

(同意者)

氏 名： _____ 印 _____
住 所： _____
電話番号： _____

※氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

「石綿試行調査」のご案内

環境省より委託を受け府が実施してきた「一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査」のための検診が平成26年度で終了し、平成27年度から「石綿試行調査」として実施することとなりました。

石綿試行調査は、試行調査の対象となる自治体において、石綿検診の実施を見据え、モデル事業を実施することにより、実施主体・既存検診（肺がん検診等）との連携方法・対象者、対象地域の考え方・検査頻度・事業に要する費用等の課題等について調査・検討を行うことを目的とします。

検診は、府が再委託を行った熊取町が胸部CT検査を含む下記内容にて実施します。（胸部エックス線検査は含まれておりませんので、熊取町が行う肺がん検診を受診ください）

なお、試行調査実施期間は、平成27年度～31年度の原則、5年間とされています。

「石綿試行調査」への参加をご希望される方は、別紙「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」および「同意書」の内容をご確認いただき、「同意書」を記入・押印の上、検診当日ご持参ください。

【 石綿試行調査（平成30年度実施分） 】

対象者：以下の①から④の全てにあてはまる方

- ① 現在熊取町に住居がある方
- ② 調査対象地域やその周辺で石綿取扱い施設が稼働していた等石綿飛散が発生した可能性のある時期に、当該調査対象地域に居住していた方
- ③ 熊取町が検査を実施する医療機関等で検査を受けることができる方
- ④ 試行調査の内容を理解し、調査への協力を同意する方

上記の条件に該当する者であっても、下記の者は本調査の対象外とします。

- ・労働安全衛生法の石綿健康管理手帳を取得している又は交付要件に該当している方
- ・石綿障害予防規則により職場等で石綿に関する特殊健康診断を受けることができる方
- ・石綿関連疾患が原因で医療機関を継続的に受診し、石綿関連疾患に係る健康管理が行われている方

内 容：問診・胸部CT検査・保健指導、

精密検査（胸部CT検査の結果、石綿を原因とする肺疾患が疑われる場合に限る）

※胸部X線撮影は試行調査では実施しません。（熊取町が実施する肺がん検診を受診ください。）

※胸部CT検査は調査対象者ご本人が強く検査を望む場合に、受診が可能です

※胸部CT検査を受診されない方は、調査対象にはなりません

費 用：無料。

日 時：平成30年10月24日（水） 受付 午前・午後 時 分～

場 所：熊取ふれあいセンター

持ち物：問診票（わかる範囲でご記入ください）、健康手帳、同意書

◎ 精密検査受診後、医師の判断により定期検査など継続的に受診される場合は、試行調査対象外となりますのでご注意ください。

大阪府健康医療部保健医療室
健康づくり課がん対策グループ
〒540-8570 大阪市中央区大手前2
Tel：06-6944-9163(直通)
Fax：06-6941-6606

熊取町健康福祉部
健康・いきいき高齢課
〒590-0451 大阪府泉南郡熊取町野田 1-1-8
Tel：072-452-6285(直通)
Fax：072-453-7196

8

8

石綿(アスベスト)健康被害者のご遺族の皆様へ

「特別遺族弔慰金・特別葬祭料」の 請求期限が10年延長されました。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の一部改正により
「特別遺族弔慰金等」の請求期限が延長されました。

①中皮腫及び石綿による肺がんによりお亡くなりになった場合

お亡くなりになった日	改正後請求期限
平成18年 3月26日まで	平成34年 3月27日 <small>(改正前請求期限/平成24年3月27日)</small>
平成18年 3月27日から 平成20年11月30日まで	平成35年12月 1日 <small>(改正前請求期限/平成25年12月1日)</small>
平成20年12月 1日以降	死亡後15年以内 <small>(改正前請求期限/死亡後5年以内)</small>

②著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚により お亡くなりになった場合

お亡くなりになった日	改正後請求期限
平成22年 6月30日まで	平成38年 7月 1日 <small>(改正前請求期限/平成28年7月1日)</small>
平成22年 7月 1日以降	死亡後15年以内 <small>(改正前請求期限/死亡後5年以内)</small>

労働者(労災保険に加入していた方)のご遺族を対象とする「特別遺族給付金」についても改正が行われました。

特別遺族給付金の請求手続きなどのご相談については、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

※特別遺族給付金との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものであるのか仕事以外のものであるのか分からない場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。



独立行政法人環境再生保全機構

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー-9F

ホームページ <http://www.erca.go.jp/asbestos/> 石綿 救済 検索

通話料無料



さあはやく きゅうさい
0120-389-931

受付時間 9:30~17:30(土・日・祝・年末年始12/29~1/3を除く)

石綿(アスベスト)健康被害救済制度

救済給付の対象となる指定疾病

1 : 中皮腫

2 : 石綿による肺がん

3 : 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺

4 : 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

これらの疾病により、現在療養中の方やそのご遺族の方は、
労災保険等の対象とならない場合でも

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、
医療費、弔慰金等の救済給付が受けられます。

(認定申請等が必要です。また、認定の決定に際して、一定の審査があります。)

また、お心当たりの方への情報提供にご協力お願いいたします。

■申請等の受付について

環境再生保全機構、環境省地方環境事務所又はお近くの保健所等にご相談のうえ、申請等の手続きを行ってください。ご相談には、環境再生保全機構 [フリーダイヤル ☎0120-389-931](tel:0120-389-931) もご利用できます。

1 療養中の方への救済給付

- 医療費(自己負担分)・・・療養開始日から支給されます。(認定申請日から最大3年前までさかのぼって請求することができます)
- 療養手当(約10万円/月)・・・療養開始日または認定申請日の3年前の日が属する月の翌月から療養等が不要になった日が属する月まで支給されます。

2 特別遺族弔慰金等の救済給付(認定の申請をしないでお亡くなりになった方のご遺族への給付)

●特別遺族弔慰金(280万円)・特別葬祭料(約20万円)が支給されます。

①中皮腫・石綿による肺がんにより亡くなられた方のご遺族への救済給付

- (ア)平成18年3月26日以前(この法律の施行前)に亡くなった方のご遺族の請求期限は平成34年3月27日までです。
- (イ)平成18年3月27日以後(法律施行後)に認定の申請をしないで亡くなった方のご遺族の請求期限は死亡後15年以内です。ただし、改正法施行前(平成20年12月1日より前)に亡くなられた方のご遺族の請求期限は平成35年12月1日(改正法の施行日より15年以内)です。

②著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚により亡くなられた方のご遺族への救済給付

- (ア)平成22年6月30日以前(改正政令の施行前)に亡くなった方のご遺族の請求期限は平成38年7月1日までです。
- (イ)平成22年7月1日以後(改正政令施行日以降)に認定の申請をしないで亡くなった方のご遺族の請求期限は死亡後15年以内です。

〈2014年10月版〉

アスベスト

石綿と 健康被害

石綿による健康被害と
救済給付の概要

〈第8版〉



独立行政法人環境再生保全機構

目 次

1	石綿（アスベスト）とは	4
1-1	石綿（アスベスト）とはどのようなものか	4
1-2	石綿（アスベスト）はどのような場所に使用されていたか	5
1-3	石綿（アスベスト）はどのくらいの量が使われてきたのか	8
1-4	石綿（アスベスト）ばく露の機会	9
2	石綿（アスベスト）による健康被害	12
2-1	石綿（アスベスト）による健康障害のメカニズム	12
2-2	石綿（アスベスト）関連疾患	12
2-3	石綿（アスベスト）ばく露の医学的所見	17
2-4	自分が病気かどうか、不安な場合	19
3	石綿（アスベスト）で健康被害にあわれた方への支援	20
3-1	様々な支援制度の紹介	20
3-2	労災保険制度の紹介	20
3-3	石綿健康被害救済制度の紹介	22
4	救済給付の内容と必要書類	24
4-1	医療費等に関する申請（療養中の方）	24
4-2	弔慰金等に関する請求（お亡くなりになった方のご遺族）	25
5	医学的判定の考え方（概要）	26
5-1	中皮腫、肺がんの場合	26
5-2	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の場合	27

はじめに

石綿健康被害救済制度は、石綿（アスベスト）による健康被害の特殊性から、健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として、医療費等の救済給付を支給する「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年3月27日施行）に基づき創設されました。

その後、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が平成20年12月1日に施行され、法施行日以後に認定の申請をしないで指定疾病によりお亡くなりになった方を救済の対象とすることや、医療費等の支給期間について申請日から療養を開始した日まで遡及すること等の措置が講じられることとなりました。

また平成22年7月1日には「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令」が施行され、指定疾病に「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が追加されました。

さらに平成23年8月30日に「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限が10年延長されました。

これらの法令により、日本国内において、石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）にかかり療養中の方、これらの疾病に起因してお亡くなりになった方のご遺族に対し、医療費等の救済給付が支給されます。

独立行政法人環境再生保全機構は、本法に基づき、次の業務を実施しています。

- ① 石綿による指定疾病である（あった）ことを認定する業務
- ② 被認定者等に対する救済給付の支給業務
- ③ 救済給付等に必要なお金（特別事業主からの特別拠出金）の徴収業務（石綿使用量等の要件に該当する特別事業主からの特別拠出金）

機構は、相談、申請受付等を行う機関である環境省地方環境事務所、各地の保健所等と協力して、これらの業務の円滑な実施に努めてまいります。

石綿(アスベスト)とは

1 1 石綿(アスベスト)とはどのようなものか

アスベストは、天然にできた鉱物繊維で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれています。石綿は蛇紋石族と角閃石族に大別され、以下に示す6種類があります。そのうち、わが国で使用された代表的な石綿は、蛇紋石族のクリソタイル(白石綿)と角閃石族のアモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)です。

石綿(アスベスト)の種類について

分類	石綿名	備考	
石綿	蛇紋石族	クリソタイル(白石綿)	ほとんどすべての石綿製品の原料として使用されてきた。世界で使われた石綿の9割以上を占める。
	角閃石族	クロシドライト(青石綿)	吹付け石綿として使用されていた。他に青石綿は石綿セメント高圧管、茶石綿は各種断熱保温材に使われてきた。
		アモサイト(茶石綿)	
		アンソワライト石綿	他の石綿やタルク(滑石)、蛭石などの不純物として含まれる。アンソワライト石綿は熊本県旧松橋町に鉱山があった。トシモライト石綿は吹付け石綿として一部に使用されていた。
		トシモライト石綿	
		アブダライト石綿	

石綿は、極めて細かい繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材(吹付け材、保温・断熱材、スレート材など)、摩擦材(自動車のブレーキライニングなど)、シール断熱材(石綿紡織品、ガスケットなど)といった様々な工業製品に使用されてきました。

しかし、石綿は肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、新たな石綿製品等の製造・使用等が禁止されています。その発がん性は概ね次のようになります。

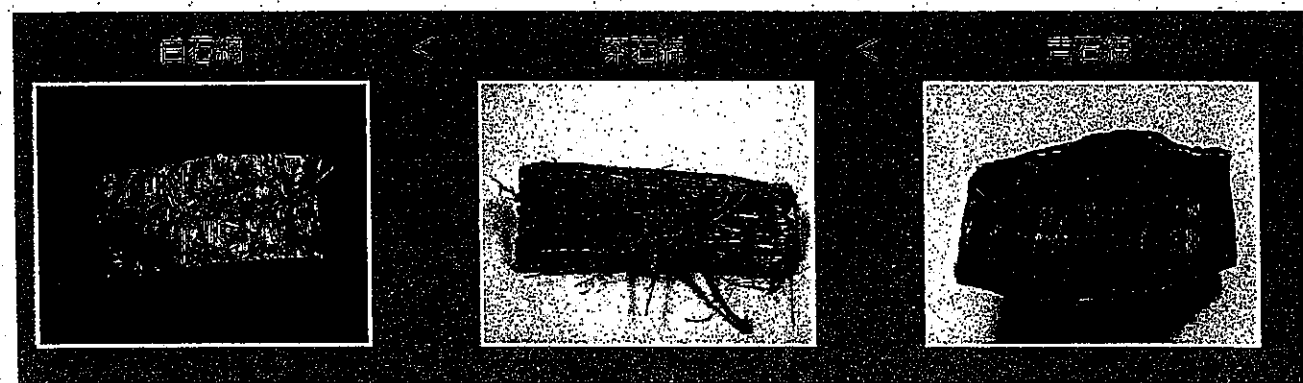
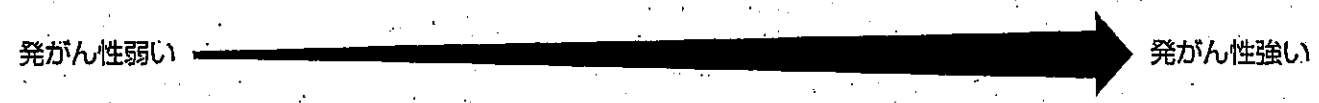


図1 石綿の種類と発がん性 (画像提供：国立科学博物館)



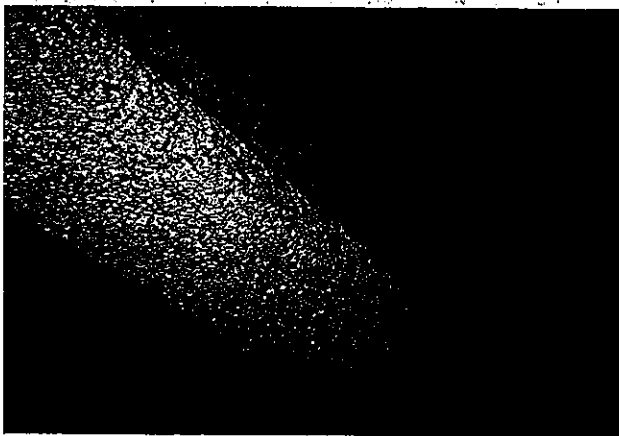
1 2 石綿(アスベスト)はどのような場所に使用されていたか

石綿は生活のあらゆるところで使用されてきました。石綿の用途は3000種といわれるほど多いのですが、大きくは石綿工業製品と建材製品に分けられ、その8割以上は建材製品です。

石綿を使った建材製品は1955年ごろから使われ始め、ビルの高層化や鉄骨構造化に伴い、鉄骨造建築物などの軽量耐火被覆材として、1960年代の高度成長期に多く使用されました。また石綿は安価で、耐火性、断熱性、防音性、絶縁性など多様な機能を有していることから、耐火、断熱、防音の目的で使用されてきました。その使用形態は以下のようなものがあります。

① 吹付け石綿

石綿とセメントを一定割合で水を加えて混合し、吹付け施工したものをいいます。使用期間は1956年ごろから1975年ごろまでです。吹付け石綿としては、クリソタイル(白石綿)、アモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)以外に、トレモライト石綿も使用されていました。



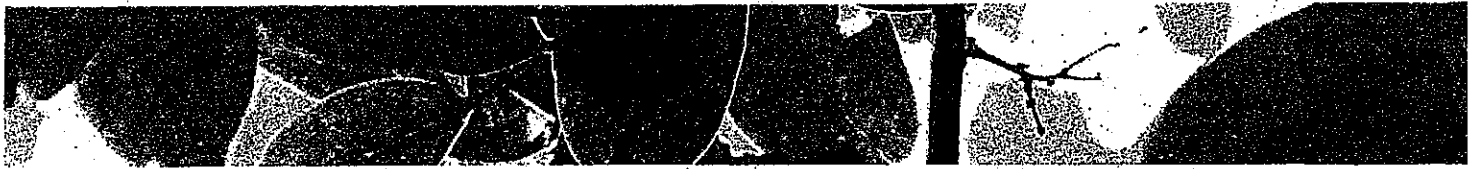
石綿含有率は、鉄骨耐火被覆用では約60重量%、吸音・結露防止用では約70重量%でした。

1980年代後半に、吹付け石綿対策の一つとして、“封じ込め”が行われましたが、まだ目に見えないところで封じ込められた吹付け石綿が残存している場合があります。

② 吹付けロックウール

1975年に吹付けアスベストが原則禁止となった以降は、吹付けロックウールに切り替わっていましたが、1989年ごろまでは石綿を混ぜて使用していました(石綿含有率は5重量%以下)。吹付けパーライト、吹付けパーミキュライトにも石綿が含有されていた時期があります。その後の吹付けロックウールには石綿は使用されていません。

吹付け材にパーミキュライト、タルク、セピオライトを原料に使用している場合は、不純物としてのクリソタイル、トレモライトが含有する場合があります。



③ 石綿含有保温材

石綿含有保温材は、クリソタイルを使用したものとアモサイトを使用したものがありますが、後者を使用したものが圧倒的に多く製造されました。石綿とその他の天然鉱物等を原料にして成形した珪藻土保温材、パーライト保温材、石綿けい酸カルシウム保温材、パーミキュライト保温材や水練り保温材があります。

これらは化学プラント、ボイラーの本体や配管の保温に使われてきました。

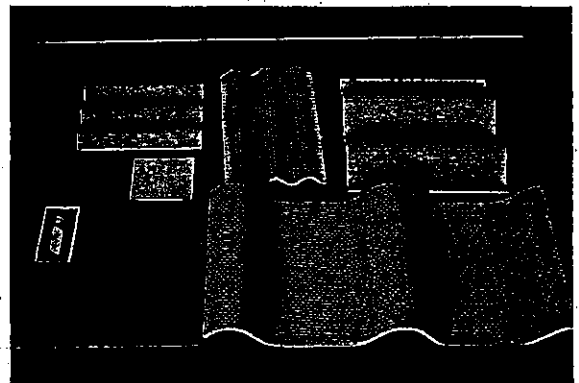
④ その他の石綿含有建築材料

石綿含有建築材料は、前述の鉄骨等の耐火被覆材や吸音・結露防止材以外にも、内装材（天井、壁、床材）、外装材、屋根材、煙突材などに使用されてきました。

石綿含有耐火被覆板、石綿含有断熱材、石綿含有整形板があり、スレート波板、スレートボード、けい酸カルシウム板（第一種、第二種）、スラグ石膏板、パルプセメント板、押出成形セメント板、窯業系サイディング、住宅用屋根化粧スレート、ロックウール吸音天井板などの名称で呼ばれています。

多くはクリソタイルを使用しており、石綿含有率は製造年代で異なりますが、25重量%以下です。

日本では1955年頃から1986年まで、塩化ビニール石綿床タイルが製造、使用されていました。



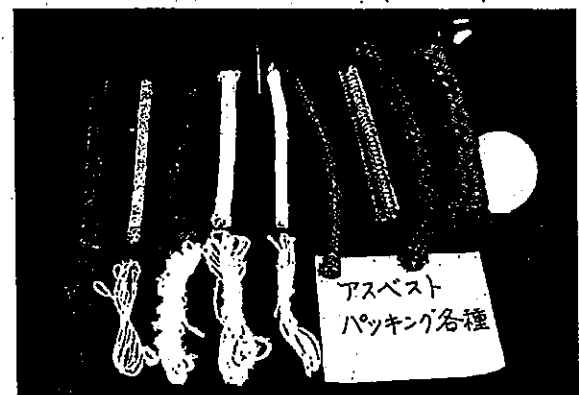
⑤ 石綿含有摩擦材

主にクリソタイルまたは石綿布を樹脂で固めたもので、自動車や産業用（クレーン、エレベータ等）のブレーキライニング、ブレーキパッド、クラッチフェーシング、クラッチライニングがあります。2004年10月1日以降輸入・製造・使用は禁止されています。

⑥ その他の石綿製品

石綿はセメントとの親和性が良く、また補強にもなることから建材以外にも石綿セメント製品が様々な用途に使われてきました。パイプ（円筒）状のものは、煙突、排気管、電線管などの低圧管と上下水道用の高圧管があり、後者にはクロシドライトも使われていました。

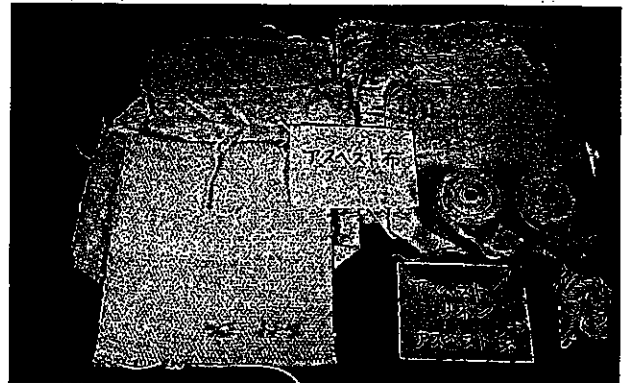
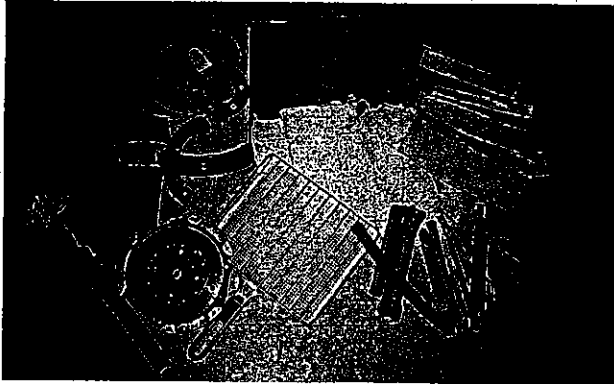
また、タンクやパイプラインなどを接続する際の継ぎ目からの液体漏れを防止するためのシール材としてパッキング（一对のシール部分が互いに連動する箇所を使用される）や、ガスケット（配管などのフランジ部分に固定され、動くことがない場所に使用される）な





どのジョイントシートは、主にゴムと石綿を原料とし、石綿含有量は主に65%以上でした。ほとんどはクリソタイルが使用されていましたが、1974年以前の耐酸性シール材には、クロシドライトも使用されていました。2006年9月1日から一部の限定された用途の石綿ジョイントシートのみ製造・使用等が許可されていましたが、2012年3月から完全に製造・使用は禁止されました。

石綿紙は、ソーダ用電気隔膜、電気絶縁材、ビニール床タイルの裏打ち材（1987年に使用中止）などに使用されてきました。

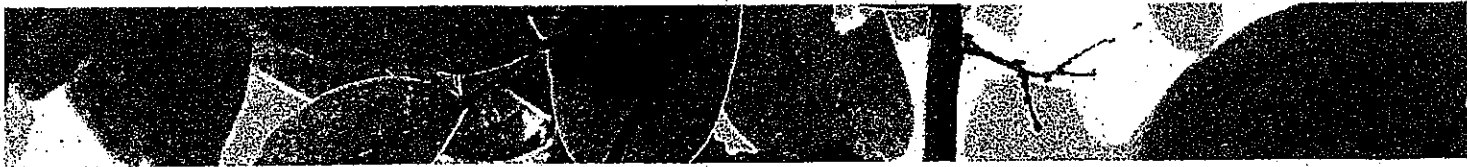


なお、石綿製品（石綿含有建築材料等）の商品名と製造時期は、JATI協会（旧日本石綿協会）ほか、下記のホームページに掲載されています。

- JATI協会 <http://www.jati.or.jp/>
- ロックウール工業会 <http://www.rwa.gr.jp/>
- 石膏ボード工業会 <http://www.gypsumboard-a.or.jp/>
- せんい強化セメント板協会 <http://www.skc-kyoukai.org/asbestos/gaiyou.html>
- 日本窯業外装材協会 http://www.nyg.gr.jp/gizyutu_siryu/sekimen.html
- 日本建築仕上材工業会 <http://www.nsk-web.org/asubesuto/index.html>

石綿製品の用途

製品の種類		主な用途
建材	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
	住宅屋根用化粧スレート	住宅用屋根
	繊維強化セメント板（平板）	建築物の外装及び内装
	繊維強化セメント板（波板）	建築物の屋根及び外壁
	窯業系サイディング	建築物の外装
	石綿セメント円筒	煙突
非建材	断熱材用接着剤	高温下で使用される工業用断熱材同士の隙間を埋める接着剤
	耐熱、電気絶縁板	配電盤等
	ジョイントシート	配管または機器のガスケット
	シール材	機器等の接続部分からの流体の漏洩防止用の詰物
	その他の石綿製品	工業製品材料（石綿布等）、プレーキ（摩擦材）



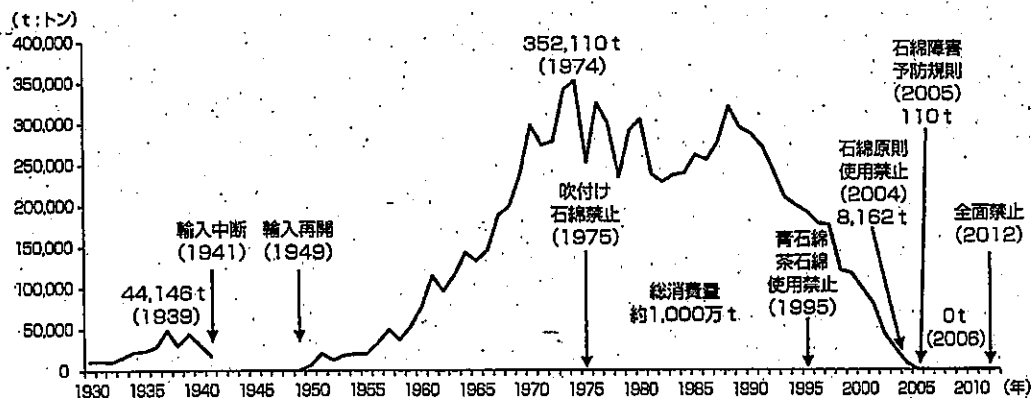
1 3 石綿(アスベスト)はどのくらいの量が使われてきたのか

図2にあるとおり、1970年から90年にかけて年間約30万トンという大量の石綿が輸入されており、これらの石綿のうち8割以上は建材に使用されたと言われています。

わが国では、1995年に石綿のうち有害性の高いアモサイト(茶石綿)とクロシドライト(青石綿)の使用等が禁止となり、クリソタイル(白石綿)についても2004年10月に労働安全衛生法施行令が改正され、クリソタイル等の石綿を含有する建材、摩擦材、接着剤の製造等が禁止となりました。

2006年9月以降は、代替が困難な一定の適用除外製品等を除き、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造等が禁止されましたが、2012年3月1日以降は、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造等が禁止されています。

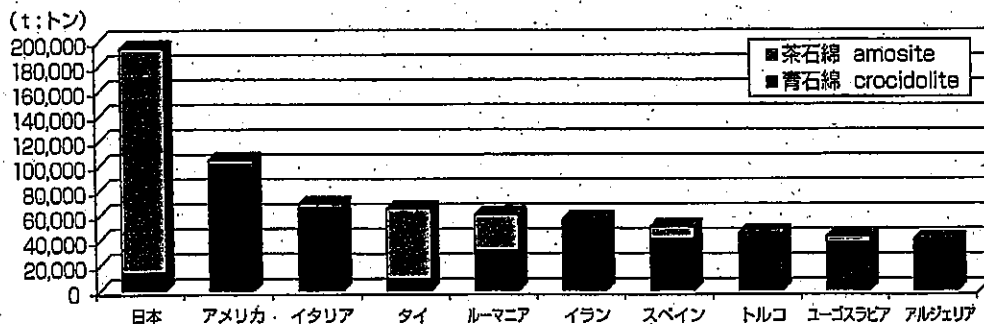
今後は石綿が大量に輸入使用された1970年から1990年頃に建てられた建築物の老朽化に伴い、建築物の解体が増加します。そこで、解体等の工事における石綿のばく露防止対策の一層の徹底を図ることなどの目的から石綿に関して独立した規則として「石綿障害予防規則」が2005年7月に施行され、2006年9月、2009年4月、2011年8月及び2014年6月に一部改正が行われています。また、大気汚染防止法も2014年6月に一部改正されています。



出典：JATI協会(旧日本石綿協会)のデータをグラフ化

図2 わが国の石綿輸入量の推移と法的規制の歴史

戦後輸入が再開されて以降、石綿の輸入量は960万トン弱に達しました。特に、南アフリカからは、1980年から1993年までの間にアモサイトを18万トン弱輸入しています。



出典：Harrington, J.S., McGlashan, N.D. and Chelkowska, E.Z. (2010)

図3 南アフリカの青・茶石綿輸出相手国上位10カ国(1980-2003)



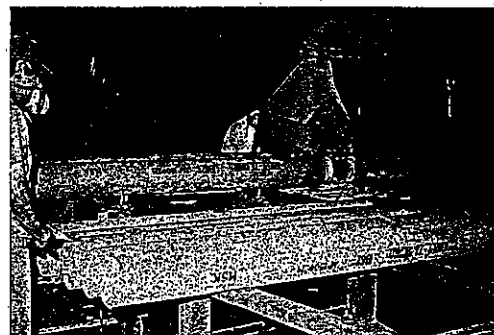
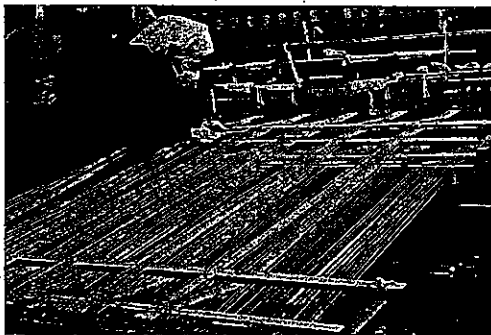
1 4 石綿(アスベスト)ばく露の機会

石綿にばく露される機会は職業性のものが最も多いとされています。

職業性石綿ばく露には、直接的なばく露もあれば間接的なばく露もあります。直接的な職業ばく露とは、石綿鉱山、石綿製品製造工場、断熱作業などで直接石綿や石綿を含有する製品を製造・取り扱うことによるばく露です。間接的な職業ばく露とは、直接石綿を取り扱うことはないが、石綿を取り扱う現場で作業をすることによって石綿ばく露を受けることを指し、造船業や車輛製造業などの場合にしばしばみられます。中皮腫の場合には間接的なばく露を受けた者でも発症がみられることがあります。

思いがけない石綿ばく露が原因で胸膜中皮腫を発症することがあります。例えば、手術用ゴム手袋を再生利用する際にタルク(滑石)粉を用い、そのタルクに不純物として含有する石綿を吸入したり、外国から輸入された石綿原料の入った麻袋を、ソファー等の裏打ち材に再利用していたために家具製造の際に石綿を吸入するといった例です。なお、1988年以降はタルクに石綿が不純物として混入しているかどうかをチェックするようになりました。また、1977年以降、石綿原料はビニール袋で運搬されるようになりました(旧ソ連産は一時期まで紙袋の時期がありました)。

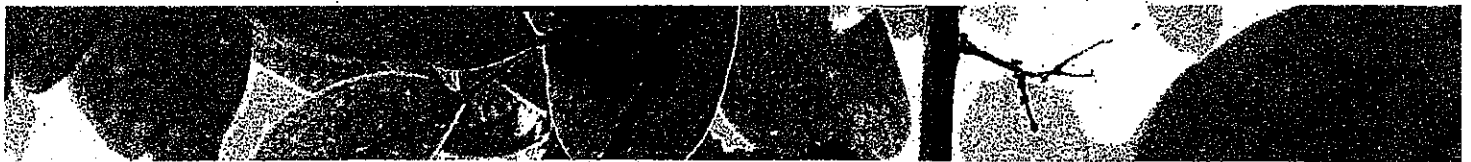
職業ばく露以外には、傍職業性家庭内ばく露として、石綿工場に働く夫の作業衣を洗濯することによりばく露を受ける妻や、空になった石綿袋を家に持ち帰り、子供がそれで遊んだりすることによるばく露があります。また傍職業ばく露として、家で石綿含有シートを切断するなどの作業を行うことによる、DIY (Do it yourself) によるばく露もあります。さらに、近隣ばく露として、石綿鉱山及び石綿工場の近隣住民でのばく露による中皮腫が報告されています。



石綿ばく露の種類

職業性ばく露：直接的ばく露、間接的ばく露
傍職業性家庭内ばく露 (作業衣の洗濯など)
傍職業ばく露 (家庭内での石綿製品のDIY (Do it yourself))
近隣ばく露：(石綿鉱山、石綿工場の近隣住民のばく露)
上記以外の特定できない真の環境ばく露

出典：欧州共同体委員会 (1977)



職業性石綿ばく露作業の種類

石綿原料に関連した作業

- (1) 石綿鉱山またはその附属施設において行う石綿を含有する鉱石または岩石の採掘、搬出または粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- (2) 倉庫内等における石綿原料等の袋詰めまたは運搬作業

石綿製品の製造工程における作業

- (3) 次のアからオまでに掲げる石綿製品の製造工程における作業
 - ア. 石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
 - イ. 石綿セメントまたはこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ウ. ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
 - エ. 自動車、捲揚機等のプレーライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - オ. 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられています。）または電解隔膜、タイル、プラスター等の充填材、塗料等の石綿を含有する製品

石綿製品等を取扱う作業

- (4) 石綿の吹付け作業
- (5) 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱もしくは保温のための被覆またはその補修作業
- (6) 石綿製品の切断等の加工作業
- (7) 石綿製品が被覆材または建材として用いられている建物、その附属施設等の補修または解体作業
- (8) 石綿製品が用いられている船舶または車両の補修または解体作業
- (9) 石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）、パーミキュライト（蛭石）、繊維状ブルサイト（水滑石））等の取扱い作業
- (10) 上記（1）から（9）までに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業

上記作業の周辺等の作業

- (11) 上記（1）から（10）の石綿または石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

※石綿関連疾患の発症リスクは、これらの石綿ばく露作業にどのくらいの期間従事し、どのくらいの量の石綿を吸入したかによって異なります。

表は、平成18年度から24年度までに環境再生保全機構で認定を受けた療養者、未申請死亡者*1、施行前死亡者*2のうち、認定の申請時に居住地や職歴に関する任意のアンケートに回答いただいた方の石綿ばく露状況について疾患別に集計したものです。(労災保険など他法令による給付の認定を受けた方を除く。)

表：平成18年度～24年度における被認定者石綿ばく露状況（疾患別）

疾患	対象者	ばく露分類				計
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	
中皮腫	療養者	1,229	83	63	970	2,345
	未申請死亡者	156	4	6	101	267
	施行前死亡者	1,400	45	60	1,375	2,880
肺がん	療養者	436	6	6	44	492
	未申請死亡者	51	0	1	3	55
	施行前死亡者	98	4	0	6	108
石綿肺及び びまん性胸膜肥厚	療養者	46	0	1	5	52
	未申請死亡者	2	0	0	0	2
	施行前死亡者	37	2	0	2	41
計		3,455	144	137	2,506	6,242

出典：環境再生保全機構

- *1 未申請死亡者：日本国内で石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、認定の申請を行う前に指定疾病に起因して救済法または改正政令施行以後にお亡くなりになった方で、そのご遺族が未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求を行い、認定を受けた方
- *2 施行前死亡者：日本国内で石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、指定疾病に起因して救済法または改正政令施行前にお亡くなりになった方で、そのご遺族が施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求を行い、認定を受けた方
- *3 ばく露分類について
 - (ア)「職業ばく露」直接石綿を取り扱っていた職歴がある者、及び直接ではないが職場で石綿ばく露した可能性のある職歴がある者
 - (イ)「家庭内ばく露」家族に石綿ばく露の明らかな職歴がある者が作業具を家庭内に持ち帰ることなどによる石綿ばく露の可能性のある者
 - (ウ)「立入りばく露」石綿取扱い施設に立ち入り等により、石綿ばく露の可能性が考えられる者。居住室内や事務室等に吹付け石綿が使用されており、屋内環境で石綿ばく露の可能性が考えられる者
 - (エ)「その他ばく露」(ア)～(ウ)のいずれにも該当しないため、石綿のばく露の可能性が特定できない者（居住地や学校・職場等の周辺に石綿取扱い施設がある場合を含む）

2.1 石綿(アスベスト)による健康障害のメカニズム

石綿(アスベスト)は、ヒトの髪の毛の直径(40~100 μm *)よりも非常に細く(クリソタイル(白石綿)の直径0.02-0.08 μm 、クロシドライト(青石綿)0.04-0.15 μm 、アモサイト(茶石綿)0.06-0.35 μm)、肉眼では見ることができない極めて細い繊維からなっています。そのため、飛散すると空気中に浮遊しやすく、吸入されてヒトの肺胞に沈着しやすい特徴があります。吸い込んだ石綿の一部は異物として痰の中に混ざり体外へ排出されます。しかし、石綿繊維は丈夫で変化しにくい性質のため、肺の組織内に長く滞留することになります。この体内に滞留した石綿が要因となって、肺の線維化やがんの一種である肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすことがあります(※2)。

石綿繊維は細くて長いものほど有害性が高くなるといわれています。肺内に滞留した石綿繊維を白血球の一種であるマクロファージが排除しようとしませんが、長い繊維は排除されにくく体内に長く滞留するためと考えられています。

また発がん性は、石綿の種類によって異なり、角閃石族のクロシドライト(青石綿)、アモサイト(茶石綿)の方がクリソタイル(白石綿)よりも発がん性が高いとされています。(P4の図1参照)

石綿を吸い込んだ量と中皮腫や肺がんなどの発病との間には相関関係が認められていますが、どの程度以上の石綿を、どのくらいの期間吸い込めば、中皮腫になるかということは明らかではありません。

※1. 1 μm =10⁻⁶m=0.001mm

※2. 石綿繊維により長期間にわたって炎症がおり、肺の組織が傷つけられ続けることで線維化が生じます。また、発生した活性酸素によりDNAが損傷された結果、遺伝子異常が起り、細胞ががん化する可能性が考えられています。

2.2 石綿(アスベスト)関連疾患

石綿健康被害救済制度の対象となる疾病は、中皮腫、石綿による肺がん、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚です。(石綿肺、びまん性胸膜肥厚については、著しい呼吸機能障害を伴うものが救済対象です。)

このうち、中皮腫、石綿肺は石綿ばく露の特異性が高い疾患です。また石綿ばく露の医学的所見として重要な胸膜プラーク(肥厚斑)も石綿ばく露の特異性が高い所見です。一方、肺がんやびまん性胸膜肥厚は石綿以外の原因でも生じるため、石綿ばく露の特異性が低くなります。とくに、肺がんでは喫煙が重要な危険因子となっています。

石綿関連疾患は石綿ばく露開始から発症までの潜伏期間が長いことが特徴です。石綿肺、肺がん、中皮腫、胸膜プラークと石綿粉じんばく露量、潜伏期間との関係については、おおむね図5のようになります。胸膜プラークや中皮腫は石綿肺や肺がんよりも低濃度のばく露で発症することが知られています。

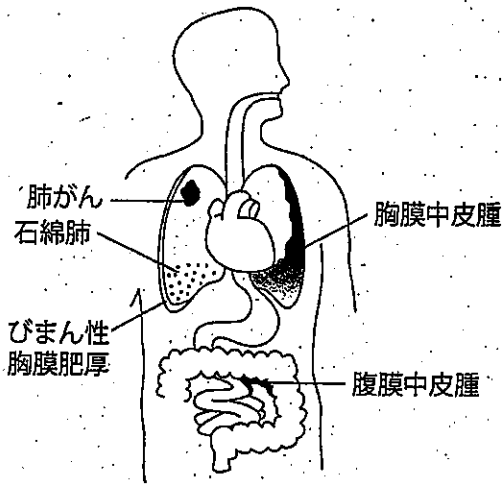


図4 石綿によって起こる主な疾患と部位

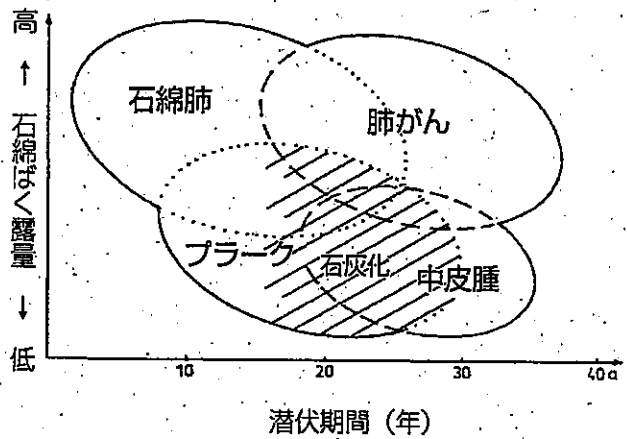


図5 石綿粉じんのばく露量と潜伏期間 (Von Heinz Bohlig & Herbert Otto, 1975)

① 中皮腫

中皮腫は、肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜、精巣鞘膜にできる悪性の腫瘍です。発症頻度は胸膜原発のものが最も多く、次いで、腹膜であり、心膜や精巣鞘膜の中皮腫は非常にまれです。胸膜中皮腫のほとんどは石綿ばく露が関与しています。

組織学的に上皮型、二相型、肉腫型、線維形成型に分類され、頻度もこの順に多く、上皮型の占める割合は50～70%です。喫煙と中皮腫発生との関連はみられません。

【石綿ばく露との関連】石綿ばく露から発症までの潜伏期間の多くは40年前後と非常に長い疾患です。中皮腫の発生の危険は石綿の累積ばく露量が多いほど高くなります。しかし、石綿肺、肺がんより低濃度でも危険性はあり、職業的なばく露だけでなく、家庭内ばく露、近隣ばく露による発症もあります。

【症状】胸膜中皮腫では、息切れ、胸痛が多くみられますが、症状がなく胸部エックス線検査で胸水貯留を偶然発見されることもあります。そのほか、咳、発熱、全身倦怠感、体重減少などもみられます。

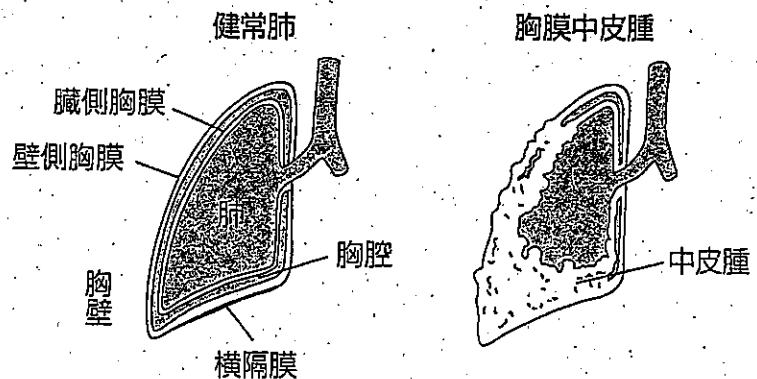
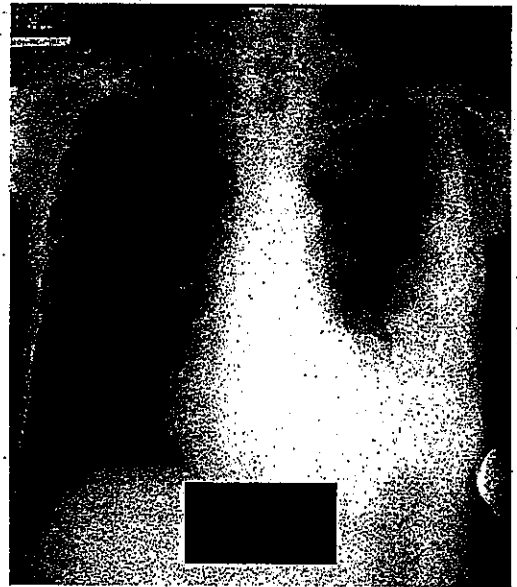
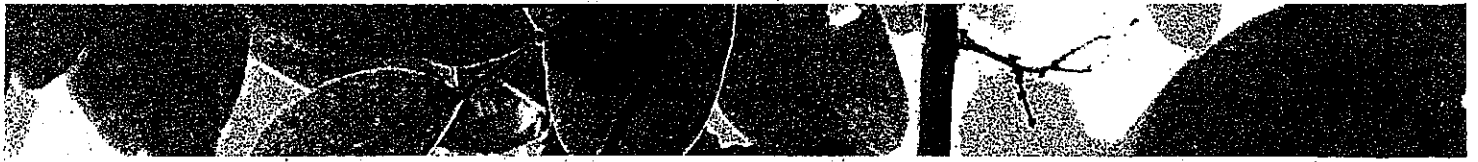


図6 肺の正常構造 (左) と胸膜中皮腫 (右)



腹膜中皮腫では、腹痛、腹部膨満感、腹水貯留などがみられます。

【診断】胸部エックス線、胸・腹部CTなどの画像検査、胸水や腹水の穿刺による細胞診、胸腔鏡や腹腔鏡等による病理組織診断が行われます。診断の確定には病理組織診断が必須ですが、診断は必ずしも容易ではなく、免疫組織（細胞）化学染色（※）などにより、肺末梢部に発生する腺がんなどの鑑別を要します。

【治療・予後】中皮腫は他の悪性腫瘍に比べて、いまだ予後の悪い疾患ですが、最も頻度の高い上皮型に限ってみれば、外科療法、化学（抗がん剤）療法、放射線療法を加えた集学的療法により、以前よりはるかに予後が改善してきています。

（※）免疫組織（細胞）化学染色：組織や細胞構成成分に対する特異的な抗体を標識抗体により認識し、対応する抗原の局在や組織構成成分を解析する手法。あるがんの特異的に発現している抗原を検出することで、他のがんとの鑑別が可能となる。中皮腫の陽性マーカーとしてカルレチニン、WT-1、CAM5.2が、陰性マーカーとしてCEA、TTF-1、Ber-EP4がよく知られている。

② 肺がん（原発性肺がん）

原発性肺がんは気管支あるいは肺胞を覆う上皮に発生する悪性の腫瘍です。中皮腫と異なり、喫煙をはじめとして石綿以外の多くの原因でも発生します。

【石綿ばく露との関連】石綿ばく露から肺がん発症までの潜伏期間の多くは30～40年程度と長くなっています。石綿の累積ばく露量が多いほど肺がんになる危険が高くなることが知られています。石綿のばく露濃度とばく露年数をかけた値が25～100繊維/ml×年となる累積ばく露量で肺がんの危険は2倍に増加するとされています。

肺がん発生の最大の要因は喫煙ですが、石綿と喫煙の両方のばく露を受けると、肺がんの危険性は相乗的に高くなることが知られています。喫煙しない人の肺がんの危険性を1とすると、喫煙者は10倍、石綿ばく露者は5倍、喫煙をする石綿ばく露者は約50倍とする報告があります。将来の肺がん発生の危険性を減らすためには、禁煙することが大切です。

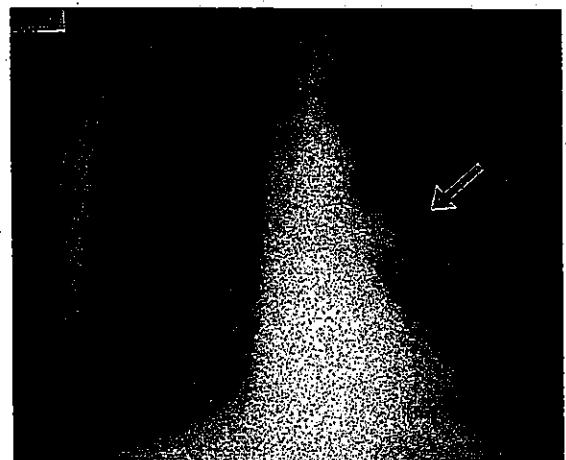
【症状】臨床的に咳、痰、血痰といった症状がよくみられますが、無症状で胸部エックス線や胸部CT検査の異常として発見される例も存在します。

【診断】“原発性”肺がんとは、肺の気管・気管支・肺胞の一部の細胞ががん化したものをいいます。他臓器から肺に転移してあらたながん病巣が作られたがんを“転移性（続発性）”肺がんと呼びます。乳がん、肝臓がん、胃がん、食道がん、腎がんなどは、肺に転移することがしばしばあります。

石綿ばく露と喫煙が肺がん死亡の相対危険度に及ぼす影響

	石綿ばく露	
	なし	あり
非喫煙者	1.0	5.17
喫煙者	10.85	53.24

出典：Hammond & Selikoff (1979)



救済法の対象とする肺がんは“原発性”肺がんで、転移性肺がんとの鑑別が必要なことがしばしばあります。

石綿ばく露によって生じる肺がんには、発生部位や病理組織型（腺がん、扁平上皮がん、小細胞がんなど）の特徴はありません。石綿ばく露が原因である肺がんの診断には、比較的高濃度の石綿ばく露作業歴のほか、じん肺法で定められた1型以上の石綿肺、広範囲な胸膜プラーク、肺内の石綿小体（乾燥重量肺1g当り5,000本以上）などの医学的所見が参考になります。

【治療】外科療法、放射線療法、薬物療法（化学療法と分子標的治療）、支持療法（緩和ケアを含む）があります。早期に発見され、根治的な手術療法（と化学療法の組み合わせ等）により治癒することができます。一般に病期が進行しているほど5年生存率は悪くなります。

③ 石綿肺

石綿肺は、石綿を大量に吸入することにより、肺が線維化する「じん肺」という病気の一つです。肺の線維化が進行していき、酸素-炭酸ガスの交換を行う機能が損なわれるため、呼吸困難が生じます。肺の線維化を起こすものとしては石綿以外の鉱物性粉じんをはじめ多くの原因があげられますが、石綿のばく露によっておきた肺線維症を特に石綿肺とよんで区別しています。



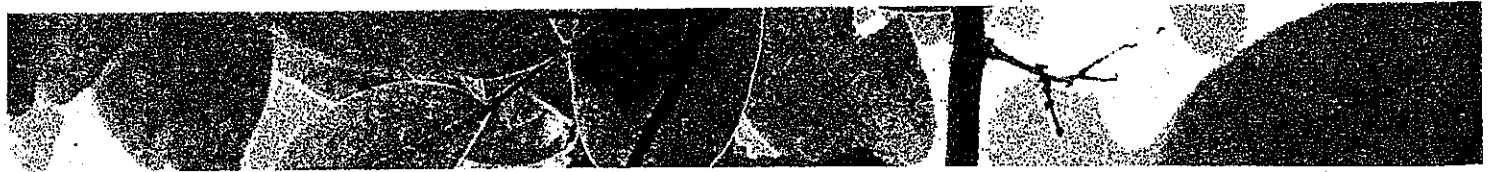
【石綿ばく露との関連】通常、石綿を大量に吸入ばく露した労働者に起こり、石綿ばく露開始から10年以上経過して石綿肺の所見が現れます。つまり、石綿肺は高濃度の石綿ばく露の医学的所見の一つともいえます。累積石綿ばく露量が25繊維/ml×年以上ないと石綿肺は発症しないと言われています。

【症状・経過】初期症状として労作時の息切れ、咳、痰が多くみられます。石綿ばく露を中止した後も症状が徐々に進展して呼吸機能の低下も徐々に進み、日常生活に障害をもたらす、在宅酸素療法（HOT）が必要となります。

また、肺がん、中皮腫、気胸、胸水、気管支炎などを合併することもあるため、注意が必要です。

【診断】胸部エックス線では、両側下肺野（肺の下部）の線状影を主とする不整形陰影が見られます。通常、びまん性胸膜肥厚あるいは胸膜プラークを伴います。石綿肺の診断には胸部HR（高分解能）CT検査が有用です。診断には高濃度の石綿ばく露歴の確認が重要です。胸膜プラークの存在は石綿ばく露の医学的所見ですが、必ずしも高濃度ばく露の証明とはなりません。画像だけでは、進展した石綿肺と特発性間質性肺炎等との鑑別は多くの場合、不可能です。ただ、比較的軽い石綿肺が急激に悪化することはなく、急性増悪型の間質性肺炎との鑑別には経過を追える画像の比較が参考になる場合があります。それ以外に、気管支肺胞洗浄液（BALF）中の石綿小体（1ml中5本以上）や病理組織切片中の石綿小体（1cm²に2本以上）の存在も参考になります。

【治療】咳、痰に対する鎮咳剤や去痰剤による薬物療法、慢性呼吸不全に対する在宅酸素療法（HOT）などの対症療法を行います。



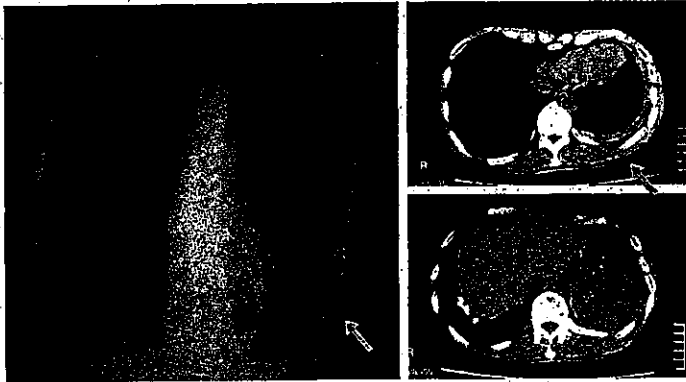
④ びまん性胸膜肥厚

びまん性胸膜肥厚は、臓側胸膜（肺を覆う膜）の慢性線維性胸膜炎の状態であり、通常は壁側胸膜（胸壁を覆う膜）にも病変が及んで両者が癒着していることがほとんどです。胸膜プラークと異なり、びまん性胸膜肥厚は結核性胸膜炎など石綿以外の様々な原因によっても生じます。

【石綿ばく露との関連】 良性石綿胸水と同様に比較的高濃度の石綿の累積ばく露により発症すると考えられています。潜伏期間は高濃度ばく露群で30年、それよりも少し低い群で40年という報告があります。職業性ばく露によるびまん性胸膜肥厚症例での石綿ばく露期間は3年以上の例がほとんどです。

【症状・経過】 呼吸困難、反復性の胸痛、反復性の呼吸器感染等がみられます。石綿ばく露に関連するびまん性胸膜肥厚は、石綿肺に合併したり、良性石綿胸水の後遺症として生じることが多いとされています。

【診断】 胸部単純エックス線検査（正面像）で、側胸部のびまん性（非限局性）の肥厚像の厚さが数ミリ、広がり片側の場合は胸部単純写真で側胸壁の1/2以上、両側の場合は側胸壁の1/4以上がひと



つの目安となります。ほとんどの例で肋横角の消失がみられます。胸部CTでは胸膜プラークも見つかることが多く、胸部CT検査は診断と鑑別に欠かせません。

【治療・予後】 現在のところ特別な治療法はありません。徐々に呼吸機能障害が進行していき、慢性呼吸不全になった場合には在宅酸素療法等を行います。

<参考> 良性石綿胸水（救済給付の対象外）

胸水とは胸腔内に体液が貯留することであり、石綿以外の様々な原因によっても生じます。とくに、石綿粉じんを吸入することによって、胸腔内に胸膜炎による滲出液（胸水）が生じる場合を良性石綿胸水と呼びます。

【石綿ばく露との関連】 比較的高濃度の石綿粉じんを吸入することによって生じ、発症までの潜伏期間は15年以内のこともあります。平均40年と他の石綿疾患同様に長い傾向が見られます。

【症状】 呼吸困難や胸痛といった自覚症状で気づくこともあれば、自覚症状がなく、胸部エックス線検査で見つかることもあります。

【診断】 悪性腫瘍や結核などのほかに胸水の原因となる疾患が見当たらず、石綿ばく露歴があること、臨床的に胸部エックス線検査や胸腔穿刺により胸水が証明されることで診断されます。確定診断には他の原因を除外する必要があるため、最低1年程度の経過観察が必要です。ほとんどの例で胸膜プラークを認めます。

【治療・予後】 胸水の持続期間は平均3ヶ月で、約半数は自然に消失します。治療としては胸腔穿刺による胸水排出やステロイド剤の投与が行われます。中には何度も繰り返すことによりびまん性胸膜肥厚が生じ、呼吸機能障害をきたすことがあります。特に早期の中皮腫の発症による胸水との鑑別が困難なことがあり、定期的な経過観察が重要です。

2 3 石綿(アスベスト)ばく露の医学的所見

石綿関連疾患の診断で重要な点は、石綿ばく露歴を確認することです。そのため、病気の既往歴や喫煙歴のほかに、学生時代のアルバイトも含めて従事した職業・職種を具体的に年代順に聴き取ること、幼少・子供時代の居住地などの生活環境も聴き取ることが重要です。また、父母や配偶者の石綿ばく露作業歴を聴き取ることでも大切です。

しかしながら、石綿関連疾患は発症までの潜伏期間が長いことから、石綿ばく露歴が明らかでない場合もできます。そのため、石綿肺のほかに、胸膜プラークと石綿小体(アスベスト小体)が、医学的に客観的な石綿ばく露の所見として非常に重要です。

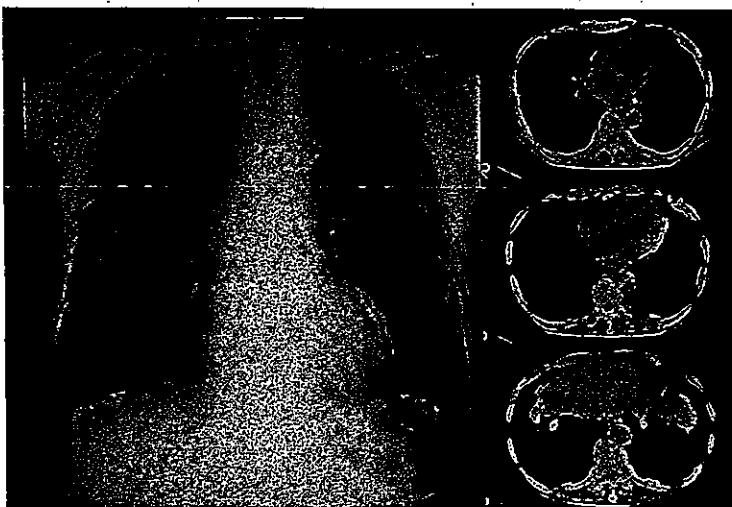
① 胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)

石綿を吸入することによって壁側胸膜に生じた限局的な線維性の肥厚を、石綿健康被害救済制度及び労災保険制度では「胸膜プラーク」と呼んでいます。通常は、びまん性胸膜肥厚と異なり、臓側胸膜との癒着はありません。

【石綿ばく露との関連】通常、ばく露開始からおおむね15～30年以上を経て、認められるようになります。高濃度の職業性ばく露だけでなく、家庭内ばく露や石綿鉱山、工場の近隣ばく露のような低濃度ばく露でも認められます。胸膜プラークは過去に石綿のばく露があったことを示す重要な医学的所見です。最近の研究から、胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像により当該陰影が胸膜プラークとして確認されるもの、または胸部CT画像で胸膜プラークを認め、左右いずれか一侧の胸部CT画像上、胸膜プラークが最も広範囲に描出されたスライスで、その広がり胸壁内側の1/4以上のものについては、肺がん発症の危険が2倍以上となる累積石綿ばく露量があったと推定される結果が得られています。

【経過】時間の経過とともに徐々に広がり石灰化しますが、胸膜プラークだけでは治療を要するほどの著しい呼吸機能障害は起こりません。

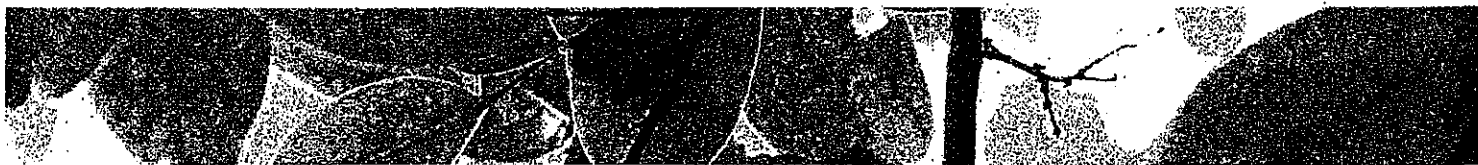
【診断】胸膜プラークの診断には、胸部CT検査が有用です。胸膜プラークは、おおむね両側の壁側胸膜や横隔胸膜に非対称性にみられます。また、胸腔鏡検査、開胸手術や剖検時に肉眼で光沢を帯びた白



514



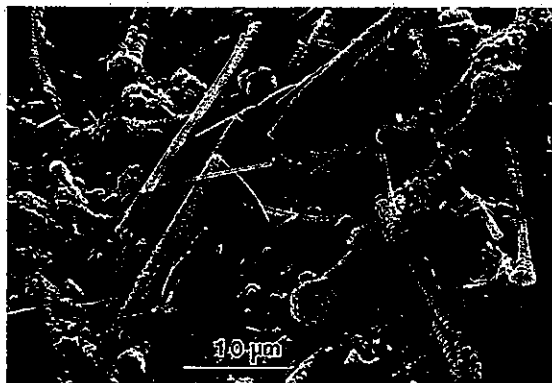
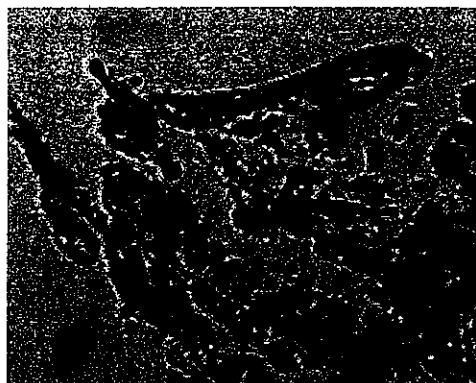
胸膜プラークの肉眼所見



色の肥厚斑を観察することもできます。結核などの炎症の後遺症による石灰化胸膜肥厚との鑑別を要することもあります。胸膜プラークは石綿肺（アスベストosis）とは異なります。

② 石綿小体(アスベスト小体)

石綿小体とは、肺内に長期間滞留した石綿繊維の一部がフェリチンなどの鉄たんぱく質で覆われたものをいい、過去の石綿ばく露を推定する重要な指標となるものです。通常直径は2~5 μm で鉄アレイ様など特徴的な形をしています。また、20 μm 以上の長い繊維が被覆されやすいとされています。



ヒトの生体試料を用いた石綿ばく露量の評価には、手術や剖検時に得られた肺組織について、位相差光学顕微鏡を用いて石綿小体を計数する方法（労災病院のアスベスト疾患ブロックセンター（右ページ参照）で実施可能です）があり、乾燥肺重量1g当たりの本数で表します。職業性石綿ばく露の場合、数種類の石綿のばく露を受けていることが多いと言われています。比較的大量のクリソタイル（白石綿）だけのばく露を受けていると考えられるものの、石綿小体が一定量認められない場合には、石綿繊維そのものを電子顕微鏡でみる専門的な分析が必要になる場合があります。また肺組織を得ることができない場合には、気管支肺胞洗浄液（BALF）中の石綿小体を検出する方法もあります（※1）。

肺がんの発症のリスクが2倍以上になる累積石綿ばく露量に相当する石綿小体等の医学的指標は以下の通りです。

累積石綿ばく露量の25繊維/ml×年に相当する医学的指標

① 乾燥肺重量1g当たりの石綿小体5,000本以上
② 乾燥肺重量1g当たりの石綿繊維200万本以上（繊維長が5 μm 超）
③ 乾燥肺重量1g当たりの石綿繊維500万本以上（繊維長が1 μm 超）
④ 気管支肺胞洗浄液（BALF）1ml当たりの石綿小体が5本以上
⑤ 肺組織切片中の石綿小体（※2）

（※1）気管支肺胞洗浄：気管支鏡を気管支に挿入して生理食塩水を注入し、回収した洗浄液の細胞成分や液性成分を分析し呼吸器疾患を診断する方法。

（※2）「肺組織切片中の石綿小体」の所見とは、肺組織の薄切り試料の中に石綿小体が光学顕微鏡で確認された場合をいい、複数の肺組織切片を作製した場合にはそのいずれにも石綿小体が認められる必要があります。

2 4 自分が病気かどうか、不安な場合

石綿による健康被害は、中皮腫に代表されるように、石綿を吸い込んでから30～50年という長い潜伏期間を経て発症します。石綿を吸い込んだ可能性のある方で呼吸困難、咳、胸痛などの症状がある方、その他特にご心配な方は近隣の労災病院のアスベスト疾患センター等の専門医療機関にご相談ください。

また過去に石綿を吸い込んでしまった恐れのある人は、喫煙により肺がんのリスクが増大するため、禁煙することが重要です。

アスベスト疾患センター一覧

	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
◎	北海道中央労災病院	〒068-0004	北海道岩見沢市四条東16-5	TEL 0126-22-1300
	釧路労災病院	〒085-8533	北海道釧路市中園町13-23	TEL 0154-22-7191
◎	東北労災病院	〒981-8563	宮城県仙台市青葉区台原4-3-21	TEL 022-275-1111
	鹿島労災病院	〒314-0343	茨城県神栖市土合本町1-9108-2	TEL 0479-48-4111
	千葉労災病院	〒290-0003	千葉県市原市辰巳台東2-16	TEL 0436-74-1111
	東京労災病院	〒143-0013	東京都大田区大森南4-13-21	TEL 03-3742-7301
	関東労災病院	〒211-8510	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1	TEL 044-411-3131
◎	横浜労災病院	〒222-0036	神奈川県横浜市港北区小机町3211	TEL 045-474-8111
	新潟労災病院	〒942-8502	新潟県上越市東雲町1-7-12	TEL 025-543-3123
	富山労災病院	〒937-0042	富山県魚津市六郎丸992	TEL 0765-22-1280
	浜松労災病院	〒430-8525	静岡県浜松市東区将監町25	TEL 053-462-1211
	中部労災病院	〒455-8530	愛知県名古屋市港区港明1-10-6	TEL 052-652-5511
◎	旭労災病院	〒488-8585	愛知県尾張旭市平子町北61	TEL 0561-54-3131
	関西労災病院	〒660-8511	兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69	TEL 06-6416-1221
◎	神戸労災病院	〒651-0053	兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23	TEL 078-231-5901
	和歌山労災病院	〒640-8505	和歌山県和歌山市木ノ本93-1	TEL 073-451-3181
	山陰労災病院	〒683-8605	鳥取県米子市皆生新田1-8-1	TEL 0859-33-8181
◎	岡山労災病院	〒702-8055	岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25	TEL 086-262-0131
	中国労災病院	〒737-0193	広島県呉市広多賀谷1-5-1	TEL 0823-72-7171
	山口労災病院	〒756-0095	山口県山陽小野田市大字小野田1315-4	TEL 0836-83-2881
	香川労災病院	〒763-8502	香川県丸亀市城東町3-3-1	TEL 0877-23-3111
	愛媛労災病院	〒792-8550	愛媛県新居浜市南小松原町13-27	TEL 0897-33-6191
	九州労災病院	〒800-0296	福岡県北九州市小倉南区皆根北町1-1	TEL 093-471-1121
◎	長崎労災病院	〒857-0134	長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5	TEL 0956-49-2191
	熊本労災病院	〒866-8533	熊本県八代市竹原町1670	TEL 0965-33-4151

注) ◎は「ブロックセンター」。ブロックセンターを中心に地域の他の医療機関にアスベストに関する診断技術、治療技術を公開・提供・支援していく体制となっている。

3 1 様々な支援制度の紹介

お仕事で石綿の取り扱いがあり健康被害にあわれた方は、労働者災害補償保険制度（労災保険制度）やその他の災害補償制度により補償を受けることができる可能性があります（下表参照）。また、これらの制度による補償を受けられない場合に、石綿健康被害救済制度による救済給付を受けることができます。（労災保険等と救済制度に同時に申請を行うことはできますが、両方の制度から給付を受けることはできません。）

<参考>お仕事で石綿を取り扱っていた場合の主な補償制度

職業	担当機関
企業に勤務 [一人親方（特別加入者）]	労働者災害補償保険制度 最寄りの労働基準監督署または労働局
船員	船員保険制度 全国健康保険協会 船員保険部 船員保険給付グループ TEL：0570-300-800 (全国一律料金、携帯及び公衆電話からの利用不可) 03-6862-3060 (通常電話料金)
元国鉄	元国鉄・アスベスト（石綿）補償制度 (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業管理部 TEL：045-222-9567 ※JRを退職された方は、JR各社にお問い合わせください。
国家公務員	国家公務員災害補償制度 勤務されていた省庁など
地方公務員	地方公務員災害補償制度 地方公務員災害補償基金（各支部）

※このほか元専売公社（現JT）、元電電公社（現NTT）等にも同様の制度があります。

3 2 労災保険制度の紹介

① 労災保険給付

労災保険制度は、仕事が原因となって生じた負傷、疾病、障害を被った労働者や、お亡くなりになった労働者のご遺族に対して保険給付などがなされる制度です。

石綿による健康被害に関しては、労働者が業務上の事由で石綿を吸入して、それが原因で石綿に関連した疾病にかかったり、お亡くなりになった場合に、業務災害として労働基準監督署長から認定を受ければ、労災保険の給付を受けられます。現在雇用されている方や過去に雇用されていた方が、業務上石綿にさらされた事により石綿肺、肺がん、中皮腫など、石綿との関連が認められる疾病にかかり、そのために療養したり、休業したり、あるいは不幸にしてお亡くなりになった場合には、労災保険の対象となります。

労災保険で受けられる保険給付は次のものがあります。

- ①療養（補償）給付：療養の給付または療養の費用の支給
- ②休業（補償）給付：休業4日目から休業1日につき給付基礎日額の60%支給
- ③傷病（補償）年金：年金支給
- ④障害（補償）給付：年金または一時金支給
- ⑤介護（補償）給付：介護費用支給
- ⑥遺族（補償）給付及び葬祭料（葬祭給付）：遺族に年金または一時金及び葬祭料の支給

労災保険給付を受けるためには、その病気が仕事が原因で発病したものであると労働基準監督署長から認定を受ける必要があります。

労災保険制度の詳しい内容については、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

労働基準監督署の所在地については、厚生労働省のホームページに掲載されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>)

② 石綿関連疾患の労災認定状況

石綿による健康被害と言われている中皮腫の患者は年々増えつづけています。厚生労働省の人口動態統計によると、1960年代の石綿輸入量の増加した時期に潜伏期間（平均約40年）を加えた時期にあたる最近において急増してきています。2012年に中皮腫で死亡された方は1400名で、1995年の倍を上まわっています。

石綿にさらされる業務によって労災保険を受けている方々は1990年代から増えており、2008年度以降の支給決定数は下の表のとおりです。

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度(※)
肺 がん	503	480	424	400	402	383
中 皮 腫	559	536	498	544	522	528
びまん性胸膜肥厚	24	31	35	51	39	53
良性石綿胸水	29	24	37	42	45	44
石 綿 肺	—	—	—	68	75	77

(※) 速報値

◆ 特別遺族給付金（特別遺族年金・一時金）

石綿健康被害救済制度により、労災補償を受けずにお亡くなりになった労働者の遺族に対する救済措置として、特別遺族給付金が設けられました。対象となるのは、石綿を原因とした疾病でお亡くなりになった労働者（特別加入者を含む）のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利がなくなった人です。対象者には、特別遺族年金（1人のとき240万円/年）または特別遺族一時金が支給されます。

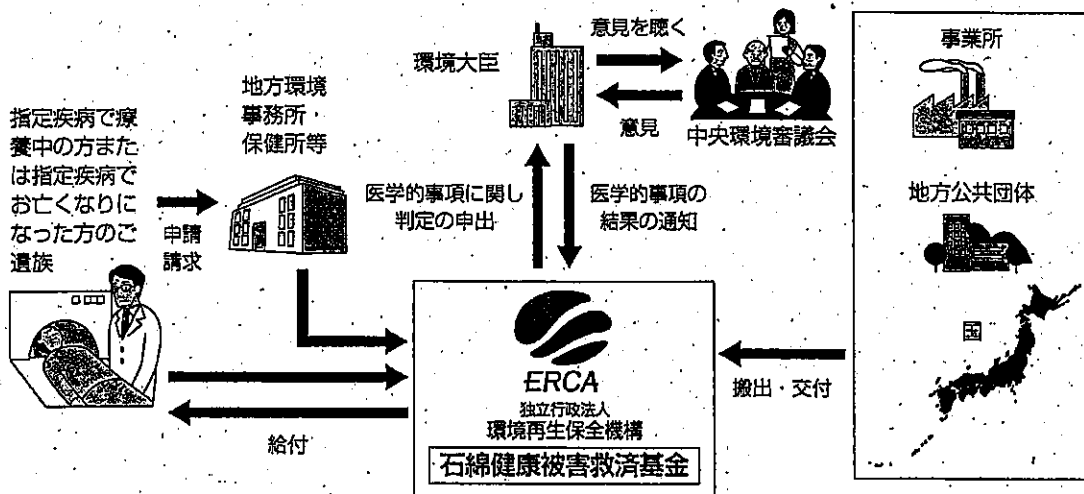
特別遺族給付金については、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

3 3 石綿健康被害救済制度の紹介

石綿健康被害救済制度は、石綿による健康被害の特殊性から、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき創設されました。この特殊性とは、中皮腫や肺がんといった石綿による健康被害が長い潜伏期間を経て発症することから、原因者の特定が非常に難しいことを指しています。

この法律に基づき、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）にかかり現在療養されている方、これらの疾病に起因してお亡くなりになった方のご遺族が申請・請求をすることができます。

救済給付の費用負担は、石綿による健康被害とその原因者との因果関係が特定できないこと、すべての国民や事業者が石綿による恩恵を受けてきたことから、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金、労働保険料を納付している事業主からの拠出金、石綿との関係が深い事業主からの拠出金により石綿健康被害救済基金を設け、給付に必要な費用を賄うこととなりました。



① 救済給付

救済給付の内容は以下のとおりです。(ケースにより給付内容は異なります。)

- ①医療費：指定疾病に関する医療費の自己負担分
- ②療養手当：103,870円/月（治療に伴う医療費以外の費用負担に対する給付）
- ③葬祭料：199,000円（指定疾病が原因でお亡くなりになった認定患者の葬祭に伴う費用負担に対する給付）
- ④救済給付調整金：被認定者が指定疾病が原因でお亡くなりになるまでに給付を受けた医療費と療養手当の合計が特別遺族弔慰金の額に満たない場合に、被認定者のご遺族に支給される給付
- ⑤特別遺族弔慰金：2,800,000円（指定疾病が原因でお亡くなりになった方のご遺族に対する給付）
- ⑥特別葬祭料：199,000円（指定疾病が原因でお亡くなりになった方の葬祭に伴う費用負担に対する給付）

② 石綿関連疾患の救済認定状況(療養者・未申請死亡者)

救済給付を受けるためには、石綿が原因で発症した指定疾病に罹患した者であると環境再生保全機構から認定を受ける必要があります。

【認定状況】

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
中皮腫	627	525	571	572	601	572	684	652
肺がん	172	117	144	140	119	112	114	155
石綿肺(※)	-	-	-	-	5	4	8	5
びまん性胸膜肥厚(※)	-	-	-	-	9	16	15	12

(※) 石綿肺及びびまん性胸膜肥厚は著しい呼吸機能障害を伴うものが対象となります。

◆特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限について

指定疾病が原因でお亡くなりになった方のご遺族に対しては、特別遺族弔慰金と特別葬祭料が支給されます。特別遺族弔慰金と特別葬祭料には、次の2種類があります。

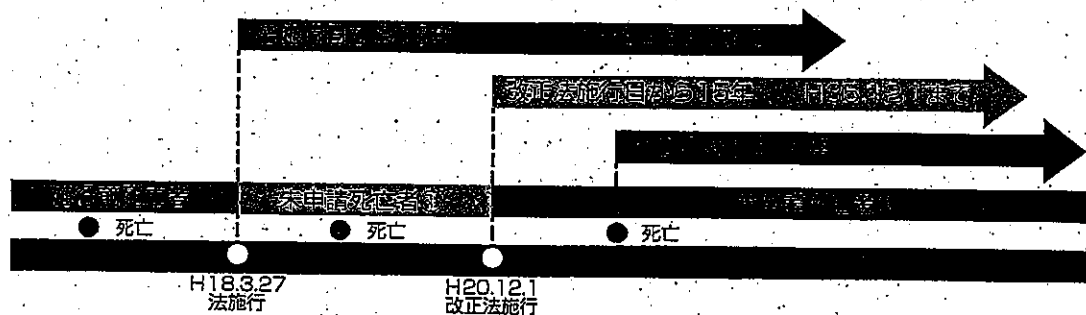
- ・法律施行前または改正政令施行前にお亡くなりになった方(施行前死亡者)のご遺族
- ・法施行以後または改正政令施行以後に認定の申請をしないでお亡くなりになった方(未申請死亡者)のご遺族

詳しくは環境再生保全機構にお問合せ下さい。

特別遺族弔慰金等の請求期限① 中皮腫・肺がん

施行前死亡者の場合：平成34年3月27日

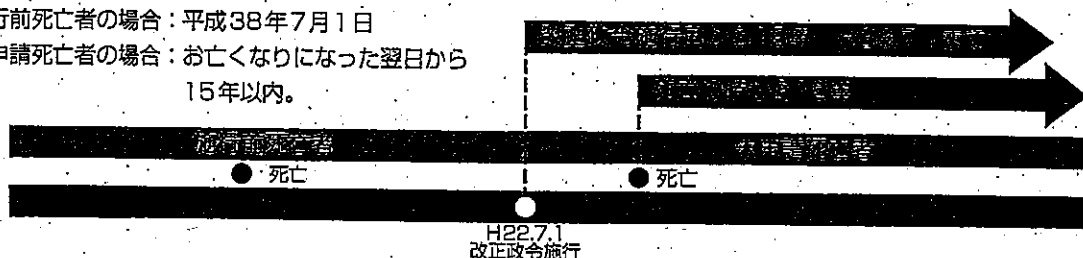
未申請死亡者の場合：お亡くなりになった翌日から15年以内。ただし、平成18年3月27日～平成20年11月30日までにお亡くなりになった方の遺族の場合は、平成35年12月1日まで。



特別遺族弔慰金等の請求期限② 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚

施行前死亡者の場合：平成38年7月1日

未申請死亡者の場合：お亡くなりになった翌日から15年以内。



4

救済給付の内容と必要書類

救済給付の対象となる方、救済給付の種類、手続に必要な書類は以下のようになります。書類の提出先は、環境再生保全機構、環境省地方環境事務所、保健所等です。

4 1 医療費等に関する申請(療養中の方)

申請者	申請内容	必要な書類等
指定疾病で 現在療養中の方	認定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請書 ・戸籍の記載事項を確認できる書類(住民票の写しなど) ・療養手当請求書 ・指定疾病にかかっていることを証明できる医師の診断書(各判定様式)、その根拠となる医学的資料 ・申請に係る疾病が「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」または「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」の場合、石綿のばく露に関する申告書

請求者	給付の種類	必要な書類等	支給内容
被認定者	医療費	・医療手帳を保険医療機関等の窓口にご提示ください。	指定疾病に関する医療費自己負担分 (現物支給)
	医療手帳が交付されるまでの間の医療費	・医療費請求書 ・受診等証明書	指定疾病に関する医療費自己負担分 (償還払い)
	療養手当	・療養手当請求書 (認定申請書と同時に提出ください)	月103,870円 (2か月分年6回支給)

請求者	給付の種類	必要な書類等	支給内容
葬祭を行った方	葬祭料	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭料請求書 ・被認定者が指定疾病により死亡したこと及び死亡年月日を証明する書類 ・被認定者の葬祭を行った方であることを証明する書類 	199,000円
死亡した被認定者のご遺族の方(給付された医療費・療養手当の合計が280万円に満たない場合)	救済給付調整金	<ul style="list-style-type: none"> ・救済給付調整金請求書 ・被認定者が指定疾病により死亡したこと及び死亡年月日を証明する書類 ・請求者と被認定者の身分関係を証明する戸籍謄本または抄本、生計同一を証明する書類など 	280万円を上限とする調整額

4 2 弔慰金等に関する請求(お亡くなりになった方のご遺族)

請求者	給付の種類	必要な書類等	支給内容
法施行前 ^{*1} または改正政令施行前 ^{*2} に指定疾病により死亡された方(施行前死亡者)のご遺族	特別遺族弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> 特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書(施行前死亡者用) 死亡診断書等を法務局に機構が照会することに関する同意書 請求に係る疾病が肺がんの場合、その原因が石綿であることを証明する資料 請求者と指定疾病で死亡した方の身分関係を証明できる戸籍謄本など 生計を同じくしていたことを証明できる書類(住民票など) 	280万円
	特別葬祭料		199,000円

※1 請求に係る疾病が「中皮腫」または「肺がん」の場合、法の施行日(平成18年3月27日)よりも前に死亡した方が対象となります。

※2 請求に係る疾病が「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」または「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」の場合、これら2疾病を指定疾病に追加した改正政令の施行日(平成22年7月1日)よりも前に死亡した方が対象となります。

請求者	給付の種類	必要な書類等	支給内容
法施行以後 ^{*3} または改正政令施行以後 ^{*4} に認定の申請をしないで指定疾病により死亡された方(未申請死亡者)のご遺族	特別遺族弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> 特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書(未申請死亡者用) 死亡診断書または死体検案書の写しなど 指定疾病にかかっていたことを証明できる医師の診断書(各判定様式)、その根拠となる医学的資料 請求に係る疾病が「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」または「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」の場合、石綿のばく露に関する申告書 請求者と指定疾病で死亡した方の身分関係を証明できる戸籍謄本など 生計を同じくしていたことを証明できる書類(住民票など) 	280万円
	特別葬祭料		199,000円

※3 請求に係る疾病が「中皮腫」または「肺がん」の場合、法の施行日(平成18年3月27日)以後に死亡した方が対象となります。

※4 請求に係る疾病が「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」または「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」の場合、これら2疾病を指定疾病に追加した改正政令の施行日(平成22年7月1日)以後に死亡した方が対象となります。

認定の申請や給付の請求に関する書類は、環境再生保全機構、環境省地方環境事務所、保健所等で、持参または郵送により受け付けています。機構は、提出された書類を審査し、医学的事項については環境大臣に判定を申し出、環境大臣による判定の結果に基づき認定等を行います。

認定された療養中の方には、医療手帳を介して医療費の支給が行われます。被認定者が、医療機関において診療等を受ける際に医療手帳を示すことで、医療費の自己負担分の医療機関への支払いが免除されます。免除された医療費は、機構が医療機関の請求に基づき支払います。

また、指定疾病によりお亡くなりになった方のご遺族に対しては、特別遺族弔慰金と特別葬祭料の支給が行われます。

いずれの給付も請求に基づき行われることとなりますので、詳しくは環境再生保全機構、環境省地方環境事務所、保健所等にお問い合わせください。

申請等に係る医学的資料を作成される場合は、別冊の「医師・医療機関等の皆様へ～石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い～」にある「医学的判定に係る資料に関する留意事項」を参照してください。

(機構ホームページからも参照できます。http://www.erca.go.jp/asbestos/pamp_dl.html)

5 1 中皮腫、肺がんの場合

① 指定疾病で現在療養中の方(認定申請者)及び法施行日(平成18年3月27日)以後に認定の申請をしないで指定疾病により死亡された方(未申請死亡者)

中皮腫	<p>● 中皮腫であること</p> <p>中皮腫は、診断が困難な疾病であるため、臨床経過やエックス線検査・CT検査のほか、病理組織診断によって、中皮腫の確定診断がされていることが重要となります。 (病理組織診断なしでは、通常は中皮腫と判定できませんが、細胞診断が実施されている場合、その他の所見と総合して中皮腫と判定できる場合があります。)</p>
肺がん	<p>● 原発性肺がんであること</p> <p>● 石綿ばく露が原因であることを示す(ア)～(ウ)のいずれかの医学的所見があること(★)</p> <p>(ア) 胸膜ブランク所見があること(胸部エックス線検査またはCT検査) +胸部エックス線検査でじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見があり、胸部CT検査においても肺線維化所見が認められること</p> <p>(イ) 広範囲の胸膜ブランク所見があること(以下のいずれかの場合) ・胸部正面エックス線写真により胸膜ブランクと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像によりその陰影が胸膜ブランクとして確認されること ・胸部CT写真で、胸膜ブランクの広がりや左右のいずれか一側の胸壁内側の4分の1以上あること</p> <p>(ウ) 石綿小体または石綿繊維の所見があること(以下のいずれかの場合) ・乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体 ・乾燥肺重量1g当たり200万本以上の石綿繊維(5μm超) ・乾燥肺重量1g当たり500万本以上の石綿繊維(1μm超) ・気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体 ・肺組織切片中の石綿小体(P18参照)</p>

② 法施行日(平成18年3月27日)よりも前に指定疾病により死亡された方(施行前死亡者)

中皮腫	<p>● 中皮腫であったこと</p> <p>中皮腫であったことが記載された死亡診断書等で確認できること。または診療録の写しから死因が中皮腫と判断できること</p>
肺がん	<p>● 原発性肺がんであったこと</p> <p>原発性肺がんであったことが記載された死亡診断書等で確認できること。または診療録の写しから死因が原発性肺がんとして判断できること</p> <p>● 石綿ばく露が原因であることを示す医学的所見があること [上記①肺がんの(★)と同様]</p>

5 2 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の場合

① 指定疾病で現在療養中の方(認定申請者)及び改正政令施行日(平成22年7月1日)以後に認定の申請をしないで指定疾病により死亡された方(未申請死亡者)

石綿肺	<ul style="list-style-type: none"> ● 大量の石綿ばく露があること ● 胸部単純エックス線画像で、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見があること ● 著しい呼吸機能障害があること※ ● 他疾患との鑑別ができること
びまん性胸膜肥厚	<ul style="list-style-type: none"> ● 大量の石綿ばく露(石綿ばく露作業への従事期間が概ね3年以上)があること ● 臓側胸膜に一定以上肥厚の広がりがあること 胸部単純エックス線画像上に 片側のみ肥厚がある場合 → 頭尾方向に側胸壁の1/2以上 両側に肥厚がある場合 → 頭尾方向に側胸壁の1/4以上 ● 著しい呼吸機能障害があること※ ● 他疾患との鑑別ができること

② 改正政令施行日(平成22年7月1日)よりも前に指定疾病により死亡された方(施行前死亡者)

石綿肺	<ul style="list-style-type: none"> ● 石綿肺であったこと <p>石綿肺であったことが記載された死亡診断書等で確認できること。または診療録の写しから死因が石綿肺と判断できること</p>
びまん性胸膜肥厚	<ul style="list-style-type: none"> ● 石綿によるびまん性胸膜肥厚であったこと <p>石綿によるびまん性胸膜肥厚であったことが記載された死亡診断書等で確認できること。または診療録の写しから死因が石綿によるびまん性胸膜肥厚と判断できること</p>

※ 著しい呼吸機能障害の判定基準

呼吸機能検査の結果、以下の(ア)から(ウ)のいずれかを満たす場合に、著しい呼吸機能障害と判定する。(肺活量の正常予測値は、2001年に日本呼吸器学会が提案したものを使用)



- | |
|--|
| (ア) パーセント肺活量(%VC)が60%未満であること |
| (イ) パーセント肺活量(%VC)が60%以上80%未満であって、1秒率が70%未満であり、かつ、%1秒量が50%未満であること |
| (ウ) パーセント肺活量(%VC)が60%以上80%未満であって、動脈血酸素分圧(PaO ₂)が60Torr以下であること、又は、肺胞気動脈血酸素分圧較差(AaDO ₂)の著しい開大が見られること |

救済給付に関するお問い合わせ先

申請書などの様式は、こちらの窓口または機構ホームページから入手いただけます。

書類は、こちらの窓口または郵送で受け付けています。また、保健所等でも申請・請求の受付を行っています。

独立行政法人 環境再生保全機構 <http://www.erca.go.jp/asbestos/index.html>

 フリーダイヤル 0120-389-931  Eメール asbestos@erca.go.jp

受付時間：平日9:30～17:30（土日祝日・年末年始を除く）

〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F
TEL：044-520-9508（代）

環境省 地方環境事務所 <http://www.env.go.jp/region/>

- | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| ・北海道地方環境事務所（札幌市）
TEL：011-299-1952 | ・中部地方環境事務所（名古屋市）
TEL：052-955-2134 | ・広島事務所（広島市）
TEL：082-511-0006 |
| ・東北地方環境事務所（仙台市）
TEL：022-722-2867 | ・近畿地方環境事務所（大阪市）
TEL：06-4792-0703 | ・九州地方環境事務所（熊本市）
TEL：096-214-0332 |
| ・関東地方環境事務所（さいたま市）
TEL：048-600-0815 | ・中国四国地方環境事務所（岡山市）
TEL：086-223-1581 | ・福岡事務所（福岡市）
TEL：092-437-8851 |
| ・新潟事務所（新潟市）
TEL：025-280-9560 | ・高松事務所（高松市）
TEL：087-811-7240 | |

労災補償に関するお問い合わせ先

労働者が業務上、石綿を吸入して、それが原因で石綿が原因の病気にかかったり、お亡くなりになられた場合に、業務災害として労働基準監督署長から認定を受ければ、労災保険の給付を受けられます。詳しくは最寄りの労働基準監督署でご相談ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

- 監修 聖マリアンナ医科大学 予防医学教室 教授 高田礼子
編集協力 独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部 顧問医師 森永謙二
東洋大学経済学部教授、元産業医学総合研究所部長 神山宣彦
発行 独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部
初版 平成18年3月
第8版 平成26年10月

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

初回

管理に係る試行調査」に参加希望された方へ

「石綿はく露者の健康管理に係る試行調査」は環境省より府が委託を受け、府から再委託を受けた岬町が胸部CT検査を含む下記内容について実施します。

試行調査期間は原則3・1年度までの予定とされています。

「石綿試行調査」への参加をご希望される方は同封しております同意書の内容及び下記内容を本人がよく確認した上で記入・押印いただき、CT検査を受けたい病院に○印をつけ、11月13日(火)までに問診票と一緒に同封の封筒にてご返送いただきますようお願いいたします。

なお、同意書及び問診票をご返送いただいた方には、岬町立保健センターより希望された医療機関で胸部CT検査を受ける日時などを予約し、ご案内します。

【石綿試行調査について】

石綿健康相談の実施を見据え、試行調査を実施することを通じて、実施主体・既存検診（肺がん検診等）との連携方法・対象者、対象地域の考え方・検査頻度・事業に要する費用等の課題について調査・検討を行うことを目的とします。

対象者：以下の①から④のすべてにあてはまる方

①現在、岬町に居住している方

②下記の環境省が指定する調査対象地域及び石綿飛散が発生した可能性のある時期に居住していた方

*平成2年以前に大阪市、東大阪市、堺市、八尾市、河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町に居住していた方

*平成16年以前に福岡県北九州市門司区に居住していた方

*平成元年以前に神奈川県横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、奈良県に居住していた方

*昭和57年以前に埼玉県（さいたま市）に移住していた方

*昭和33年から昭和61年に佐賀県鳥栖市に居住していた方

*昭和30年～昭和50年に兵庫県尼崎市に居住していた方

*過去に兵庫県神戸市、西宮市、芦屋市、加古川市に居住していた方

③岬町が実施する医療機関で検査を受けていただける方

一次検査：大阪はびきの医療センター（羽曳野市）

大阪がん循環器病予防センター（大阪市）

岸和田市民病院、市立貝塚病院、阪南市民病院、新泉南病院

精密検査：大阪はびきの医療センター（羽曳野市）

近畿中央胸部疾患センター（堺市）

④試行調査の内容を理解し、調査への協力をいただける方

※ただし、上記の条件に当てはまる方であっても、下記の方は対象外となります。

- ・労働安全衛生法の石綿健康管理手帳を取得しているまたは、交付要件に該当している方
- ・石綿障害予防規則により職場等で石綿に関する特殊健康診断を受けることができる方
- ・石綿関連疾患が原因で医療機関を受診している方

裏面もお読みください

内容：問診・胸部CT検査・保健指導、精密検査（胸部CT検査の結果、石綿を原因とする肺疾患が疑われる場合に限る）

※胸部X線撮影は試行調査では実施しません（岬町が実施する肺がん検診を受診ください）

※胸部CT検査は調査対象者ご本人が強く検査を望む場合に受診が可能です

※胸部CT検査を受診されない方は調査対象になりません

費用：無料

<胸部CT検査のメリット及びデメリットについて>

メリット：胸部X線検査と比べて、多方面からのより精細な肺全体の画像が得られます

デメリット：胸部CT検査では一定量のX線のばく露があり、胸部X線検査の20倍程度多くのX線を浴びることになります。

【お問い合わせ先】岬町立保健センター

〒599-0311 岬町多奈川谷川2424番地の3

TEL：492-2424・2425

FAX：492-2433

平成30年度 大阪府・岬町における石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査質問票

※太枠のみ記載して下さい。

		環境ID		—	
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平		
氏名			年	月	日 歳(満 歳)
現住所	〒 —	性別	男 ・ 女		
		電話番号	—	—	
		携帯電話番号	—	—	
現住所と住民票の住所が異なる場合、下記に記載して下さい。同じ場合は、同上と記載して下さい。					
住民票の住所地					

あてはまる口に印をつけてください。

1. この調査を受ける理由はなんですか。

(1) 自分が石綿を扱う会社に勤務しており、直接石綿を扱う作業を行っていた。
 (2) 自分が石綿を扱う会社に勤務していたが、直接石綿を扱う作業はしていない。
 (事務や経理などの石綿を扱わない作業を担当していた。)
 (3) 家族が石綿を扱う仕事や日曜大工をしていた。
 (4) 石綿取扱施設や吹き付け石綿のある倉庫等への立入経験がある。
 (5) 石綿取扱工場周辺に居住・通学・通勤をしていた。
 (6) その他(他に受診理由があれば記載して下さい。)

()

2. 現在までに、肺の病気にかかったことがありますか。

(1) ある ①いつ頃から()
 ②治療中の病院名()
 ③病名にチェックしてください。
 1 肺結核 4 慢性気管支炎 7 肺気腫 10 その他の呼吸器の病気()
 2 結核性胸膜炎 5 じん肺(石綿肺) 8 原因不明の胸膜炎
 3 肺がん 6 間質性肺炎(肺線維症) 9 原因不明の胸水

(2) 以前にあったが、今は治っている。
 ①いつから、いつまで()
 ②治療した病院名()
 ③病名にチェックしてください。
 1 肺結核 4 慢性気管支炎 7 肺気腫 10 その他の呼吸器の病気()
 2 結核性胸膜炎 5 じん肺(石綿肺) 8 原因不明の胸膜炎
 3 肺がん 6 間質性肺炎(肺線維症) 9 原因不明の胸水

(3) なし

3. 現在何か症状がありますか。

(1) ある ①いつ頃から()
 ②症状は(発熱 ・ せき ・ 呼吸困難 ・ 胸痛 ・ その他())
 (2) なし

4. 家族で石綿関連疾患にかかった人はいますか。

(1) ある

① 誰が()

② どのような病気(中皮腫 ・ 肺がん ・ 石綿肺 ・ びまん性胸膜肥厚 ・ その他()

③ いつ頃から()

④ 通院していた病院名()

(2) なし

(3) わからない()

5. 喫煙の有無

(1) 現在、毎日吸っている。

① 1日平均 本

② 何歳～何歳(何年間)(

歳～

歳(

年間))

(2) 過去に吸っていた。

① 1日平均 本

② 何歳～何歳(何年間)(

歳～

歳(

年間))

(3) 普段は吸わないが稀に吸うことがある。

① ひと月に 本

② 何歳～何歳(何年間)(

歳～

歳(

年間))

(4) 吸わない。

(5) 同居者に吸っている方がいる。誰が吸っておられますか()

6. 胸部X線検査受診の有無

無

有

: 時期(年 月ごろ)・医療機関名()

(1年程度前まで)

結果

特になし

通院している(疾患名

)

7. 胸部CT検査受診の有無

無

有

: 時期(年 月ごろ)・医療機関名()

(1年程度前まで)

結果

特になし

通院している(疾患名

)

8. その他石綿ばく露があったと思われる時の周辺環境など、わかることがあれば具体的に記入してください。

問診日

問診者

9. 居住歴（出生から現在までの居住歴）を記載してください。

※ 実際に住んでいた場所を、県〇市〇町〇番地まで詳しく記載してください。

※ 場所が具体的に分からない場合については、分かる範囲で記載してください。

例えば、過去に、〇〇県〇〇市△△町〇-〇に居住していたが、〇〇市までしか分からなかった場合などは、住所が分かるような地理的な情報は積極的に記載してください。（住所は〇〇市までしか分からないが、家は●●小学校の北側で■■川の真横にあった。また、△△郵便局が真横にあった。等）

居住した時期	住所	備考
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		
昭和・平成 年 月～ 年 月		

10. 本人の通学歴を記載してください。

※ 学校の所在地は、出来る限り、〇県〇市〇町〇番地〇まで詳しく記載して下さい。

通学した時期	学校名	所在地	備考
昭和・平成 年 月～ 年 月			
昭和・平成 年 月～ 年 月			
昭和・平成 年 月～ 年 月			
昭和・平成 年 月～ 年 月			
昭和・平成 年 月～ 年 月			
昭和・平成 年 月～ 年 月			

C

C

11. 本人の職歴を記載してください。

学生時代のアルバイトの短期間の職歴なども含めて、職歴が「あり」もしくは「なし」に○を付けてください。

職業歴	あり なし	備考
-----	------------	----

●職業歴が「あり」の場合は、下記に職歴を、学生時代のアルバイトなどの仕事も含めて記載してください。
 ※ 企業名は覚えていないが所在地を覚えていない場合、企業名の所在地について、〇〇市等分かる範囲の住所を記載してください。
 ※ 仕事の内容で石綿を使っていないことが明らかであると考えられる場合、「仕事の内容」欄に、『石綿不使用であるが、仕事の内容は〇〇』と記載してください。

従事した時期 S・H 年 月 - 年 月	企業名 所在地 〇〇建設 〇県〇市〇町〇番地〇	仕事の内容 石綿吹き付け作業	この期間で石綿を扱っていたと思われる時期	問診者チェック欄 (⑥⑦以外は複数選択可)						
				① 業種	② 内容	③ 取扱材料	④ 近傍作業	⑤ 出入場所	⑥ 吹付部屋	⑦ 労災認定
S・H 年 月 - 年 月										
S・H 年 月 - 年 月										
S・H 年 月 - 年 月										
S・H 年 月 - 年 月										
S・H 年 月 - 年 月										
S・H 年 月 - 年 月										
S・H 年 月 - 年 月										
S・H 年 月 - 年 月										
S・H 年 月 - 年 月										
S・H 年 月 - 年 月										
S・H 年 月 - 年 月										
S・H 年 月 - 年 月										
S・H 年 月 - 年 月										
S・H 年 月 - 年 月										
S・H 年 月 - 年 月										

石綿に関して通算 年 月

12. 家族の職歴を記載してください。

自分が家族と同居していた時、自分以外の家族の内の誰かが職についておられ、石綿を取り扱っていたことが分かっている場合、下記に記載をお願いします。

※ 石綿を取り扱って「いない」ことが、明らかである場合の記載は不要です。
 ※ 家族の職業歴があり、会社名は分かるが、仕事の内容まで把握できていない場合については、「仕事の内容」欄に「職務内容が不明」と記載してください。

続柄	同居していた期間 S・H 年 月 - 年 月	会社名 所在地 〇〇建設 〇県〇市〇町〇番地〇	仕事の内容 石綿吹き付け作業	この期間で石綿を扱っていたと思われる時期	問診者チェック欄 (⑥⑦以外は複数選択可)						
					① 業種	② 内容	③ 取扱材料	④ 近傍作業	⑤ 出入場所	⑥ 吹付部屋	⑦ 労災認定
(例)父	S・H 年 月 - 年 月	〇〇建設 〇県〇市〇町〇番地〇	石綿吹き付け作業								
	S・H 年 月 - 年 月										
	S・H 年 月 - 年 月										
	S・H 年 月 - 年 月										
	S・H 年 月 - 年 月										
	S・H 年 月 - 年 月										
	S・H 年 月 - 年 月										
	S・H 年 月 - 年 月										
	S・H 年 月 - 年 月										
	S・H 年 月 - 年 月										
	S・H 年 月 - 年 月										
	S・H 年 月 - 年 月										

※ 仕事で石綿を取り扱っていないことが、明らかである場合の記載は不要です。

続柄 石綿に関して通算 年 月

続柄 石綿に関して通算 年 月

受診者の家庭生活等について記入願います。(複数回答可)

- | | | | |
|---|----|------|----|
| <input type="checkbox"/> 1. 石綿製品の製造加工作業や内職が自宅であった。 | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 2. 家族が石綿関連の仕事についており、
道具や作業着、マスク等を家に持ち帰ったことがある。 | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 3. 家庭で石綿製品を使って日曜大工等をしたことがある。 | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 4. 石綿工場・鉱山の近くに住んでいたたり、遊んでいたことがある。
(都道府県名・市町村名) | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 5. 造船所の近くに住んでいたたり、遊んでいたことがある。
(都道府県名・市町村名) | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 6. 建築材料の置場の近くに住んでいたたり、遊んでいたことがある。
(都道府県名・市町村名) | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 7. 自動車修理工場の近くに住んでいたたり、遊んでいたことがある。
(都道府県名・市町村名) | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 8. 幹線道路や大きな交差点の近くに住んでいたことがある。
(都道府県名・市町村名) | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 9. 吹きつけ石綿のある建物の部屋で、過ごしたことがある | 年～ | 年(通算 | 年) |
| | 年～ | 年(通算 | 年) |
| <input type="checkbox"/> 10. いずれもない | | | |
| <input type="checkbox"/> 11. わからない | | | |

職歴に関するチェック項目

【①業種】

1 鉱業

- 11 石綿鉱業
- 12 その他の鉱業

2 建設業

- 21 石綿含有製品を取り扱う作業
- 22 石綿含有製品の近傍で行うその他の作業
- 23 その他の作業

3 製造業

- 30 石綿製品製造業
- 31 清酒製造業
- 32 化学工業
- 33 石油製品・石炭製品製造業
- 34 窯業・土石製品製造業
 - 341 ガラス・同製品製造業
 - 342 セメント・同製品製造業
 - 343 建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)
 - 344 陶磁器・同関連製品製造業
- 35 鉄鋼業
- 36 非鉄金属製造業
(銅・アルミニウム・鉛などの板・合金などを製造)
- 37 金属製品製造業
- 38 一般・輸送用機械器具製造業
- 39 造船業
- 310 食料品製造業
- 311 繊維工業
- 312 その他の製造業

4 電気・ガス・熱供給・水道業

- 41 配管・配線取扱い業
- 42 電気業
- 43 ガス供給業
- 44 熱供給業
- 45 水道業

5 運輸業

- 51 鉄道業
- 52 道路貨物運送業
- 53 水運業
- 54 倉庫業
- 55 運輸に附帯するサービス業

6 医療・福祉

- 61 医療業

7 サービス業

- 71 廃棄物処理業
- 72 自動車整備業
- 73 機械等修理業
- 74 その他のサービス業
- 8 解体業
- 9 その他(具体的に:)
- 10 不明
- 11 なし

【②仕事内容】

- 1 石綿鉱山での作業、石綿製品の製造に関わる作業
- 2 石綿や石綿含有岩綿等の吹きつけ・貼りつけ等作業
- 3 石綿原綿または石綿製品の運搬・倉庫内作業
- 4 配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
- 5 造船所内の作業(造船所における事務職含めた全職種)
- 6 船に乗り込んで行う作業(船員 その他)
- 7 建築現場の作業(建築現場における事務職含めた全職種)
- 8 解体作業(建築物、工作物、石綿含有製品等)
- 9 港湾での荷役作業
- 10 発電所・変電所・その他電気設備での作業
- 11 鉄鋼所または鉄鋼製品製造に関わる作業
- 12 耐熱(耐火)服や耐火手袋等を使用する作業
- 13 自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業
- 14 鉄道等の運行に関わる作業
- 15 ガラス製品製造に関わる作業
- 16 石油精製工場、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業
- 17 清掃工場または廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分の作業
- 18 電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
- 19 レンガ・陶磁器・セメント製品製造に関わる作業
- 20 吹きつけ石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業(教員 その他)
- 21 エレベーター製造または保守に関わる作業
- 22 ランドリー・クリーニングに関わる作業
- 23 ガスマスクの製造に関わる作業
- 24 上下水道に関わる作業
- 25 ゴム・タイヤの製造に関わる作業
- 26 道路建設・補修等に関わる作業
- 27 映画放送舞台に関わる作業
- 28 農業、パーミキュライト等を扱う作業
- 29 酒類製造に関わる作業
- 30 消防に関わる作業
- 31 歯科技工に関わる作業
- 32 金庫の製造・解体に関わる作業
- 33 その他の石綿に関連する作業
- 34 タルク等石綿含有物を使用する作業
- 35 いずれもない
- 36 不明(忘れた・覚えていない)

【③仕事で取り扱った材料・製品】

- 1 石綿原綿(わた・繊維)
- 2 石綿吹きつけ材
- 3 石綿フェルト
- 4 石綿保温材・煙突材
- 5 石綿含有屋根材、スレート
- 6 石綿紙
- 7 石綿セメント管・石綿パイプ
- 8 石綿含有ボード(外壁材・内装材)
- 9 石綿パッキング・ガスケット
- 10 石綿織物・布・ひも・テープ・リボンなど
- 11 石綿含有塗料、石綿含有シーリング材、石綿含有接着剤
- 12 石綿含有摩擦材(ブレーキパッドなど)
- 13 その他の石綿製品
- 14 いずれもない
- 15 わからない

【④職場のそばでの作業の有無】

- 1 石綿含有製品(チューブ・パイプ・板・ボール紙・断熱材など)を切断、取り付け、取り外したりする
- 2 溶接
- 3 支柱・隔壁・ガード(garder)に耐火塗装をおこなったり、はがしたりする。
- 4 その他
- 5 不明
- 6 なし

【⑤仕事で頻繁に出入りしていた場所】

- 1 倉庫、車庫
- 2 部材置き場 (どこの)
- 3 配管・配線の現場 (どこの)
- 4 船体 (どこの)
- 5 その他()
- 6 不明
- 7 なし

【⑥職場に吹き付け石綿の部屋の有無】

- 1 ある
- 2 ない
- 3 不明

【⑦会社で労災認定の有無】(ある場合は認定年月日)

- 1 ある(認定年月日 年 月 日)
- 2 ない
- 3 不明

記入見本

平成30年度 大阪府・岬町における石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査問診票

※太枠のみ記載して下さい。

フリガナ おおさか たろう		生年月日	明・大・ 昭 ・平	環境ID	—
氏名	大阪 太郎		28年 7月 5日 (満 60 歳)		
現住所	〒599-XXXX	性別	男 ・ 女		
	岬町×丁目△番○号	電話番号	0721-XX-XXXX		
		携帯電話番号	090-XXXX-XXXX		
現住所と住民票の住所地が異なる場合、下記に記載して下さい。同じ場合は、同上と記載して下さい。					
住民票の住所地	同上	第2期調査が終わった後、5年後と10年後にお問合せする場合がありますので、現住所と住民票の所在地が異なる場合、住民票の所在地をご記入ください。ご協力をお願いします。			

あてはまる口に印をつけてください。

1. この健康リスク調査を受ける理由はなんですか。 **複数回答可。**

(1) 自分が石綿を扱う会社に勤務しており、直接石綿を扱う作業を行っていた。

(2) 自分が石綿を扱う会社に勤務していたが、直接石綿を扱う作業はしていない。
(事務や経理などの石綿を扱わない作業を担当していた。)

(3) 家族が石綿を扱う仕事や日曜大工をしていた。

(4) 石綿取扱施設や吹き付け石綿のある倉庫等への立入経験がある。

(5) 石綿取扱工場周辺に居住・通学・通勤をしていた。

(6) その他(他に受診理由があれば記載してください)。 **お気づきの点について、どのような事でもご記入ください。**

(子供のころ石綿取扱施設内で遊んでいた)

2. 現在までに、肺の病気にかかったことがありますか。

(1) 通院中 ①いつ頃から(**現在③にある肺の病気で通院中の方にご記入願います。**)
 ②治療中の病院名()
 ③病名にチェックしてください。

1 <input type="checkbox"/> 肺結核	4 <input type="checkbox"/> 慢性気管支炎	7 <input type="checkbox"/> 肺気腫	10 <input type="checkbox"/> その他の呼吸器の病気()
2 <input type="checkbox"/> 結核性胸膜炎	5 <input type="checkbox"/> じん肺(石綿肺)	8 <input type="checkbox"/> 原因不明の胸膜炎	
3 <input type="checkbox"/> 肺がん	6 <input type="checkbox"/> 間質性肺炎(肺線維症)	9 <input type="checkbox"/> 原因不明の胸水	

(2) 以前にあったが、今は治っている。 **③にある肺の病気にこれまでにかかった方にご記入願います。**

①いつから、いつまで()
 ②治療した病院名()
 ③病名にチェックしてください。

1 <input type="checkbox"/> 肺結核	4 <input type="checkbox"/> 慢性気管支炎	7 <input type="checkbox"/> 肺気腫	10 <input type="checkbox"/> その他の呼吸器の病気()
2 <input type="checkbox"/> 結核性胸膜炎	5 <input type="checkbox"/> じん肺(石綿肺)	8 <input type="checkbox"/> 原因不明の胸膜炎	
3 <input type="checkbox"/> 肺がん	6 <input type="checkbox"/> 間質性肺炎(肺線維症)	9 <input type="checkbox"/> 原因不明の胸水	

(3) なし

3. 現在何か症状がありますか。 **現在の症状についてご記入ください。**

(1) ある ①いつ頃から(**8月の終わりくらいから**)
 ②症状は(発熱 ・ **せき** ・ 呼吸困難 ・ 胸痛 ・ その他())

(2) なし

4. 家族で石綿関連疾患にかかった人はいますか。

家族の石綿関連疾患について記入ください。

(1) ある

① 誰が (父)

② どのような病気 (中皮腫 ・ 肺がん ・ 石綿肺 ・ びまん性胸膜肥厚 ・ その他)

③ いつ頃から (平成10年に見つかった)

④ 通院していた病院名 (大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター)

(2) なし

(3) わからない

5. 喫煙の有無

喫煙習慣について記入ください。

(1) 現在、毎日吸っている。

① 1日平均 本

② 何歳～何歳(何年間) (歳～ 歳(年間))

(2) 過去に吸っていた。

① 1日平均 20 本

② 何歳～何歳(何年間) (20 歳～ 35 歳(15年間))

(3) 普段は吸わないが稀に吸うことがある。

① ひと月に 本

② 何歳～何歳(何年間) (歳～ 歳(年間))

(4) 吸わない。

(5) 同居者に吸っている方がいる。誰が吸っておられますか()

6. 胸部X線検査受診の有無

無 有 : 時期 (25年 7月ごろ) ・医療機関名 (職場健診)

(1年程度前まで)

結果 特になし 通院している(疾患名

これまでに受けられた検査の一番最近のものを記入ください。

7. 胸部CT検査受診の有無

無 有 : 時期 (年 月ごろ) ・医療機関名 ()

(1年程度前まで)

結果 特になし 通院している(疾患名

8. その他石綿ばく露があったと思われる時の周辺環境など、わかることがあれば具体的に記入してください。

お気づきの点について、どのような事でも記入ください。

問診日

問診者

9. 居住歴（出生から現在までの居住歴）を記載してください。

※ 実際に住んでいた場所を、県○市○町○番地まで詳しく記載してください。

※ 場所が具体的に分からない場合については、分かる範囲で記載してください。

例えば、過去に、○○県□□市△△町○ー○に居住していたが、□□市までしか分からなかった場合などは、住所が分かるような地理的な情報は積極的に記載してください。（住所は□□市までしか分からないが、家は●●小学校の北側で■■川の真横にあった。また、△△郵便局が真横にあった。等）

居住した時期	住所	備考
昭和・平成 28年 4月 ~ 55年 6月	河内長野市□□町	00m南に○○郵便局があった
昭和・平成 55年 6月 ~ 年 月	岬町望海坂×丁目△番○号	
昭和・平成 年 月 ~ 年 月		
昭和・平成 年 月 ~ 年 月		
昭和・平成 年 月 ~ 年 月		
昭和・平成 年 月 ~ 年 月		
昭和・平成 年 月 ~ 年 月		
昭和・平成 年 月 ~ 年 月		
昭和・平成 年 月 ~ 年 月		
昭和・平成 年 月 ~ 年 月		
昭和・平成 年 月 ~ 年 月		
昭和・平成 年 月 ~ 年 月		
昭和・平成 年 月 ~ 年 月		
昭和・平成 年 月 ~ 年 月		
昭和・平成 年 月 ~ 年 月		

町名まで○番地までわからない場合は、近隣の目標物等を備考欄にご記入ください。
 旧の居住表示しかわからない場

10. 本人の通学歴を記載してください。

※ 学校の所在地は、出来る限り、○県○市○町○番地○まで詳しく記載して下さい。

通学した時期	学校名	所在地	備考
昭和・平成 34年 4月 ~ 40年 3月	○○小学校	河内長野市○○町	
昭和・平成 40年 4月 ~ 43年 3月	○○中学校	河内長野市□□町	
昭和・平成 43年 4月 ~ 46年 3月	○○高校	河内長野市△△町	
昭和・平成 年 月 ~ 年 月			
昭和・平成 年 月 ~ 年 月			
昭和・平成 年 月 ~ 年 月			

公私立小中学校、高校、大学の場合には学校名のみでも可。（廃校の場合を除く）

11. 本人の職歴を記載してください。

学生時代のアルバイトの短期間の職歴なども含めて、職歴が「あり」もしくは「なし」に○を付けてください。

職歴	あり	なし	備考
----	----	----	----

- 職歴が「あり」の場合は、下記に職歴を、学生時代のアルバイトなどの仕事も含めて記載してください。
- ※ 企業名は覚えているが所在地を覚えていない場合、企業名の所在地について、〇〇市等分かる範囲の住所を記載してください。
- ※ 仕事の内容で石綿を使っていないことが明らかであると考えられる場合、「仕事の内容」欄に、『石綿不使用であるが、仕事の内容は〇〇』と記載してください。

従事した時期	企業名 所在地	仕事の内容	この期間で石綿を扱っていたと思われる時期	問診者チェック欄 (⑥⑦以外は複数選択可)						
S・H 年 月 - 年 月	〇〇建設 〇県〇市〇町〇番地〇	石綿吹き付け作業		① 業種	② 内容	③ 取扱材料	④ 近傍作業	⑤ 出入場所	⑥ 吹付部屋	⑦ 労災認定
S・H 46年4月 - 50年3月	〇〇鉄工 河内長野市〇町	溶接作業	無し							
S・H 50年4月 - 年月	〇〇建設(株) 河内長野市△町	廃材の運搬	S50~H2							
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										
S・H 年月 - 年月										

石綿に関して通算 年 月

12. 家族の職歴を記載してください。

自分が家族と同居していた時、自分以外の家族の内の誰かが職についておられ、石綿を取り扱っていたことが分かっている場合、下記に記載をお願いします。

- ※ 石綿を取り扱って「いない」ことが、明らかである場合の記載は不要です。
- ※ 家族の職業歴があり、会社名は分かるが、仕事の内容まで把握できていない場合については、「仕事の内容」欄に「職務内容が不明」と記載してください。

続柄	同居していた期間	会社名 所在地	仕事の内容	この期間で石綿を扱っていたと思われる時期	問診者チェック欄 (⑥⑦以外は複数選択可)						
	S・H 年 月 - 年 月	〇〇建設 〇県〇市〇町〇番地〇	石綿吹き付け作業		① 業種	② 内容	③ 取扱材料	④ 近傍作業	⑤ 出入場所	⑥ 吹付部屋	⑦ 労災認定
(例)父	S・H 年月 - 年月	〇〇建設 〇県〇市〇町〇番地〇	石綿吹き付け作業								
兄	S・H 43年4月 - 60年3月	〇〇会社 〇〇市内	石綿を使った保温材の製造	S43.4~ S55.3							
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										
	S・H 年月 - 年月										

続柄 石綿に関して通算 年 月

続柄 石綿に関して通算 年 月

C

C

545

受診者の家庭生活等について記入願います。(複数回答)

石綿ばく露があったと思われる項目について
チェックして、期間をご記入ください。

1. 石綿製品の製造加工作業や内職が自宅であった
2. 家族が石綿関連の仕事についており、
道具や作業着、マスク等を家に持ち帰ったことがある。 S43 年～ S55 年(通算 12 年)
3. 家庭で石綿製品を使って日曜大工等をしたことがある。 年～ 年(通算 年)
4. 石綿工場・鉱山の近くに住んでいたたり、遊んでいたことがある。
(都道府県名・市町村名) 年～ 年(通算 年)
5. 造船所の近くに住んでいたたり、遊んでいたことがある。
(都道府県名・市町村名) 年～ 年(通算 年)
6. 建築材料の置場の近くに住んでいたたり、遊んでいたことがある。
(都道府県名・市町村名) 年～ 年(通算 年)
7. 自動車修理工場の近くに住んでいたたり、遊んでいたことがある。
(都道府県名・市町村名) 年～ 年(通算 年)
8. 幹線道路や大きな交差点の近くに住んでいたことがある。
(都道府県名・市町村名) 年～ 年(通算 年)
9. 吹きつけ石綿のある建物の部屋で、過ごしたことがある 年～ 年(通算 年)
年～ 年(通算 年)
10. いずれもない
11. わからない

※ご記入後、同封の返信用封筒に入れて、返信してください。

同 意 書

大阪府知事 様
岬 町 長 様

平成 年 月 日

私は、大阪府・岬町が実施する試行調査の目的を理解するとともに、以下の点について確認の上、理解しましたので、調査に協力することに同意します。

- ① 医学的検査自体に、放射線被ばく等によるリスクがあること
- ② 各検査で、それぞれの特性により効果やリスクが異なること
- ③ 中皮腫等の石綿関連疾患について、必ずしも臨床的に早期の段階で発見できるとは限らないこと
- ④ 健康管理により、中皮腫等の石綿関連疾患を早期発見できた場合でも、予後の改善や完治につながるとは限らないこと
- ⑤ 調査への参加は同意者本人の自由意思によるものであること
- ⑥ 調査への参加に同意した場合であっても随時これを撤回できること
- ⑦ 個人情報は大阪府・岬町において適正に管理・保管し、独立行政法人環境再生保全機構環境省またはその委託を受けた者が調査または法令上の措置に必要な範囲で共同利用すること
- ⑧ 調査結果を公表する場合は、個人が特定できないような形式で公表すること
- ⑨ 読影の結果、医療が必要となった場合、大阪府・岬町が医療機関に診断の状況等を照会し、情報を得ること
- ⑩ 転居・病気等で調査に参加できず音信不通になった場合、対象自治体等が居住情報等について、住民基本台帳、人口動態調査、地域がん登録などの行政が保有する情報を利用し、現況を確認する場合があること

(裏に続く)

- ⑪ 今後、調査対象者に対して、健康状況等を確認するための追加調査を実施する可能性があること
- ⑫ 労働安全衛生法の石綿健康管理手帳を取得している又は交付要件に該当している者、石綿障害予防規則により職場等で石綿に関する特殊健康診断を受けることができる者、石綿関連疾患が原因で医療機関を受診し、継続的に石綿関連疾患に係る健康管理が行われている者は、本調査の対象外となること
- ⑬ 精密検査については府が指定する精密検査医療機関以外で受けた場合、本試行調査の対象外となり、自己負担金を支払うこととなること

【調査の目的】

試行調査は試行調査の対象となる自治体において、石綿検診の実施を見据え、モデルとなる事業を実施することを通じて、実施主体・既存検診（肺がん検診等）との連携方法・対象者、対象地域の考え方・検査頻度・事業に要する費用等の課題等について調査・検討を行うことを目的とする。

(同意者)

氏 名： _____ 印 _____

住 所： _____

電話番号： _____

胸部CT検査を希望する病院を選んで○印をつけてください。

※結果は受診された医療機関から大阪がん循環器病予防センターをとおしてお知らせしますので、受診してから約1か月半～2か月を必要とします。

- ・大阪はびきの医療センター
- ・大阪がん循環器病予防センター
- ・岸和田市民病院
- ・市立貝塚病院
- ・新泉南病院
- ・阪南市民病院

希望日時等あればご記入願います

(_____)

継続

に係る試行調査」に同意された方へ（ご案内）

環境省より大阪府が委託を受け「石綿試行調査」として実施し、府から再委託を受けた岬町が平成27年度から胸部CT検査を含む下記内容について実施します。

今年度もCT検査の希望の確認や実施日時等の連絡調整のためご案内させていただきました。

下記の内容をご確認のうえ、胸部CT検査希望調査票及び問診票にご記入いただき、11月30日（金）までに胸部CT検査希望調査票及び問診票を同封の封筒にてご返送いただきますようお願いいたします。

「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」は、下記の1・2・3いずれかをお選びください。

1. 胸部CT検査を受けない場合（問診・岬町実施の胸部直接X線検査及び健康相談等）

岬町保健センターでの胸部直接レントゲン、健康相談のご案内を連絡します。

2. 胸部CT検査を受ける場合（問診・胸部CT検査、保健指導、必要時精密検査）

<胸部CT検査のメリット及びデメリットについて>

メリット：胸部X線検査と比べて、多方面からのより精細な肺全体の画像が得られます

デメリット：胸部CT検査では一定量のX線のばく露があり、胸部X線検査の20倍程度多くのX線を浴びることになります。

下記より希望する病院を選んで検査を受けていただきます。

*大阪はびきの医療センター（羽曳野市）

*大阪がん循環器病予防センター（大阪市）

*岸和田市民病院

*市立貝塚病院

*新泉南病院

*阪南市民病院

後日岬町保健センターより希望された医療機関の胸部CT検査の日時を予約し、ご案内します

3. 独自でかかりつけの医療機関を受診し、CT検査、健康相談を受ける場合

⇒問診票の提出の必要はありません

【お問い合わせ先】 岬町立保健センター

〒599-0311 岬町多奈川谷川2424番地の3

TEL：492-2424・2425

FAX：492-2433

平成30年度 大阪府・岬町における石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査継続質問票

※太枠のみ記載して下さい。

環境ID -

フリガナ		生年月日	明・大・昭・平
氏名			年 月 日 歳(満 歳)
現住所	〒 -	性別	男・女
		電話番号	() -
		携帯電話番号	() -
現住所と住民票の住所地が異なる場合、下記に記載して下さい。同じ場合は、同上と記載して下さい。			
住民票の住所地			

あてはまる口に印をつけてください。

1. この健康リスク調査を受ける理由はなんですか。

(1) 自分が石綿を扱う会社に勤務しており、直接石綿を扱う作業を行っていた。

(2) 自分が石綿を扱う会社に勤務していたが、直接石綿を扱う作業はしていない。
(事務や経理などの石綿を扱わない作業を担当していた。)

(3) 家族が石綿を扱う仕事や日曜大工をしていた。

(4) 石綿取扱施設や吹き付け石綿のある倉庫等への立入経験がある。

(5) 石綿取扱工場周辺に居住・通学・通勤をしていた。

(6) その他(他に受診理由があれば記載して下さい。)

()

2. 現在、何か肺に関して症状がありますか。

(1) ある ①いつ頃から()

②症状は(発熱 ・ せき ・ 呼吸困難 ・ 胸痛 ・ その他())

(2) なし

3. 現在、肺の病気で病院へ通院していますか。

(1) 通院中 ①いつ頃から()

②症状は(発熱 ・ せき ・ 呼吸困難 ・ 胸痛 ・ その他())

③治療している病院名()

③病名にチェックしてください。

1 肺結核 4 慢性気管支炎 7 肺気腫 10 その他の呼吸器の病気()

2 結核性胸膜炎 5 じん肺(石綿肺) 8 原因不明の胸膜炎

3 肺がん 6 間質性肺炎(肺線維症) 9 原因不明の胸水

(2) 前回の問診以降にあったが、今は治っている。

①いつから、いつまで()

②症状は(発熱 ・ せき ・ 呼吸困難 ・ 胸痛 ・ その他())

③治療していた病院名()

③病名にチェックしてください。

1 肺結核 4 慢性気管支炎 7 肺気腫 10 その他の呼吸器の病気()

2 結核性胸膜炎 5 じん肺(石綿肺) 8 原因不明の胸膜炎

3 肺がん 6 間質性肺炎(肺線維症) 9 原因不明の胸水

(3) 前回の問診以降、通院していない。

4. 前回の健康リスク調査での胸部エックス線検査、胸部CT検査を受けられた以降に他の医療機関で

胸部X線検査、胸部CT検査を受けられたことがありますか。

理由の欄には、人間ドック、職場健診等を記載して下さい。

胸部X線検査 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> ある	時期(年 月頃)	検査機関名()
	理由()	検査機関電話番号()
胸部CT検査 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> ある	時期(年 月頃)	検査機関名()
	理由()	検査機関電話番号()

5. 家族で新たに石綿関連疾患にかかった人はいますか。

(1) ある

- ①誰が()
 ②どのような病気(中皮腫 ・ 肺がん ・ 石綿肺 ・ びまん性胸膜肥厚 ・ その他())
 ③いつ頃から()
 ④どの医療機関()

(2) なし

(3) わからない()

6. 現在の喫煙の有無

(1) 現在、毎日吸っている。

① 1日平均 本 ②何歳～何歳(何年間)(歳～ 歳(年間))

(2) 過去に吸っていた。

① 1日平均 本 ②何歳～何歳(何年間)(歳～ 歳(年間))

(3) 普段は吸わないが稀に吸うことがある。

① ひと月に 本 ②何歳～何歳(何年間)(歳～ 歳(年間))

(4) 吸わない。

(5) 同居者に吸っている方がいる。誰が吸っておられますか()

7. その他

前回の問診以降に職業歴や居住歴など、何か思い出したことがありましたら具体的に記載してください。

問診日

問診者

記入見本

平成30年度 大阪府・岬町における石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査継続質問票

※太枠のみ記載して下さい。

環境ID ー

フリガナ	おおさか たろう		生年月日	明・大 (昭・平)
氏名	大阪 太郎		28年 7月 5日 (満 60歳)	
現住所	〒599-XXXX	住所電話番号	性別	(男) ・ 女
	岬町深日×△番○号	電話番号	072-XX-XXXX	携帯電話番号
			090-XXXXX-XXXXX	

現住所と住民票の住所が異なる場合、下記に記載して下さい。同じ場合は、同上と記載して下さい。

住民票の住所地	同上	第2期調査が終わった後3年後とか10年後にお問合せする場合がありますので、現住所と住民票の所在地が異なる場合、住民票の所在地をご記入ください。ご協力をお願いします。
---------	----	--

あてはまる口に印をつけてください。

1. この健康リスク調査を受ける理由はなんですか。 **複数回答可。**

(1) 自分が石綿を扱う会社に勤務しており、直接石綿を扱う作業を行っていた。

(2) 自分が石綿を扱う会社に勤務していたが、直接石綿を扱う作業はしていない。
(事務や経理などの石綿を扱わない作業を担当していた。)

(3) 家族が石綿を扱う仕事や日曜大工をしていた。

(4) 石綿取扱施設や吹き付け石綿のある倉庫等への立入経験がある。

(5) 石綿取扱工場周辺に居住・通学・通勤をしていた。

(6) その他(他に受診理由があれば記載してください。 **おぼろぎの店についてどのような事でもご記入ください。**)

(子供のころ石綿取扱施設内で遊んでいた)

2. 現在、何か肺に関して症状がありますか。 **現在の症状についてご記入ください。**

(1) ある

①いつ頃から(**8月の終わりくらいから**)

②症状は(発熱 ・ **せき** ・ 呼吸困難 ・ 胸痛 ・ その他())

(2) なし

3. 現在、肺の病気で病院へ通院していますか。 **現在③にある肺の病気で通院中の方にご記入願います。**

(1) 通院中

①いつ頃から()

②症状は(発熱 ・ せき ・ 呼吸困難 ・ 胸痛 ・ その他())

③治療している病院名()

③病名にチェックしてください。

1 肺結核 4 慢性気管支炎 7 肺気腫 10 その他の呼吸器の病気()

2 結核性胸膜炎 5 じん肺(石綿肺) 8 原因不明の胸膜炎

3 肺がん 6 間質性肺炎(肺線維症) 9 原因不明の胸水

(2) 前回の問診以降にあったが、今は治っている。

①いつから、いつまで(**前回から③にある肺の病気にかかられて治った方にご記入願います。**)

②症状は(発熱 ・ せき ・ 呼吸困難 ・ 胸痛 ・ その他())

③治療していた病院名()

③病名にチェックしてください。

1 肺結核 4 慢性気管支炎 7 肺気腫 10 その他の呼吸器の病気()

2 結核性胸膜炎 5 じん肺(石綿肺) 8 原因不明の胸膜炎

3 肺がん 6 間質性肺炎(肺線維症) 9 原因不明の胸水

(3) 前回の問診以降、通院していない。

4. 前回の健康リスク調査での胸部エックス線検査、胸部CT検査を受けられた以降に他の医療機関で

胸部X線検査、胸部CT検査を受けられたことがありますか。

3ヶ月前から今回までに医療機関等で検査された方は「ある」にチェックを入れ受診時期を記入下さい。

理由の欄には、人間ドック、職場健診等を記載して下さい。

胸部X線検査 <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> ある	時期(H28年 9月頃)	検査機関名(○○クリニック)
	理由(職場健診)	検査機関電話番号 0721-xx-xxxx)
胸部CT検査 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> ある	時期(年 月頃)	検査機関名()
	理由()	検査機関電話番号()

5. 家族で新たに石綿関連疾患にかかった人はいますか。

(1) ある

前回の健康リスク調査から今回までに新たに発症された方がおられましたら記入ください。

- ①誰が()
- ②どのような病気(中皮腫 ・ 肺がん ・ 石綿肺 ・ びまん性胸膜肥厚 ・ その他())
- ③いつ頃から()
- ④どの医療機関()

(2) なし

(3) わからない()

6. 現在の喫煙の有無

喫煙習慣について記入ください。

(1) 現在、毎日吸っている。

- ① 1日平均 本 ②何歳～何歳(何年間)(歳～ 歳(年間))

(2) 過去に吸っていた。

- ① 1日平均 20 本 ②何歳～何歳(何年間)(20 歳～ 35 歳(15年間))

(3) 普段は吸わないが稀に吸うことがある。

- ① ひと月に 本 ②何歳～何歳(何年間)(歳～ 歳(年間))

(4) 吸わない。

(5) 同居者に吸っている方がいる。誰が吸っておられますか()

7. その他

前回の問診以降に職業歴や居住歴など、何か思い出したことがありましたら具体的に記載してください。

お気づきの点についてどのような事でも記入ください。

問診日

問診者

※ご記入後、同封の返信用封筒に入れて、返信してください。

胸部CT検査希望調査票

下記より希望を選び、○をしてください。

1. 胸部CT検査を希望しない

2. 胸部CT検査を希望する。

希望する病院を選んで○印をつけてください。

- ・大阪はびきの医療センター
- ・大阪がん循環器病予防センター
- ・岸和田市民病院
- ・市立貝塚病院
- ・新泉南病院
- ・阪南市民病院

※結果は受診された医療機関から大阪がん循環器病予防センターを通してお知らせ
しますので、受診してから1か月半～2か月を必要とします。

希望日時等あればご記入願います

()

3. 独自でかかりつけの医療機関を受診し、CT検査や相談を受ける。

(氏名) _____ (生年月日) _____

(住所) _____

(電話番号) _____ (携帯番号) _____

